

会報

かごしま

Kagoshimaken Land and House Investigator Association

2012 秋 第82号



土地家
屋
調査士



鹿児島県土地家屋調査士会

土地家
屋
調査士



表紙画像について

鹿児島を代表する伝統文化の一つ、約850年の歴史を持つ鹿児島祇園祭「おぎおんさあ」。病気のはやりやすい季節に厄神をにぎやかにもてなし、神輿に乗せて送り出そうとしたという云われがある平安時代に始まった祇園祭。

広報部 迫田

土地家屋調査士倫理綱領

1. 使命

不動産に係る権利の明確化を期し、
国民の信頼に応える。

2. 公正

品位を保持し、公正な立場で
誠実に業務を行う。

3. 研鑽

専門分野の知識と技術の向上を図る。

(職責)

法第 2 条 土地家屋調査士は、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、公正かつ誠実にその業務を行わなければならない。

(会則等の遵守義務)

会則第 88 条 会員は、本会の会則、規則、支部規則及び総会の決議並びに連合会会則を守り、本会の秩序の維持に努めなければならない。

(研修の受講)

会則第 86 条 調査士会員は、本会及び支部並びに連合会及び連合会会則第 27 条で定めるブロック協議会が実施する研修を受け、その資質の向上に務めなければならない。

2 調査士会員は、業務を行う地域における土地の境界に関する慣習及びその他の業務についての知識を深めるよう努めなければならない。

3 調査士法人は、社員である調査士が第 1 項の研修会に出席できるよう配慮しなければならない。

目 次

会長あいさつ	会 長	谷口 正美	1
鹿児島地方法務局長ごあいさつ	鹿児島地方法務局長	竹村 政男	3
鹿児島県土地家屋調査士の皆様へ	鹿児島県司法書士会会長	児玉 邦宏	5
10年ひとむかし			
感謝 ただひたすら感謝	鹿児島支部	四元 キミ子	7
あれから10年も	鹿児島支部	恒吉 博久	8
開業20年	鹿児島支部	谷口 正美	9
新入会員紹介			
入会の挨拶	霧島支部	田原春 一幸	10
入会の挨拶	鹿児島支部	上村 裕一	10
開業にあたって	南薩支部	吉嶺 孝史	11
入会のご挨拶	鹿児島支部	松元 伸一	11
調査士会入会のご挨拶	霧島支部	川越 勝二	12
会員のひろば			
土地家屋調査士のADR	川内支部	出石 靖之	13
リレー ある調査士の呟き 第2回	鹿児島支部	坂元 均	15
支部研修旅行に参加して	霧島支部	出田 数秀	17
龍馬ウォークボランティアに参加して	霧島支部	中西 崇	19
楽しい家庭菜園	鹿屋支部	浅井 逸郎	20
女性から見た土地家屋調査士	南薩支部	森迫 直子	21
事務所訪問	鹿児島支部	福元 浩二	22
「じめんのボタンのナゾ いちばんえらいボタンをさがせ」絵本化決定	鹿児島支部	谷口 正美	23
会務報告			28
各部報告			
総務部	総務部長	福崎 秀一	31
財務部	財務部長	恒吉 博久	31
業務研修部	業務担当部長	真砂 公一郎	32
	研修担当部長	宮脇 謙舟	34
広報部	広報部長	桐原 茂太	34
社会事業部	社会事業部長	小川 兼義	35
支部だより			
霧島支部だより	霧島支部長	桐原 茂太	36
川内支部だより	川内支部長	田中 亮一	36
大島支部だより (会報かごしま81号未掲載分含む)	大島支部長	町田 重孝	37
「境界問題相談センターかごしま」だより	センター長	鳥越 健	38
公嘱協会だより	理事長	小野原 憲人	41
政治連盟だより	会 長	坂元 均	42
青調会だより	会 長	野崎 真也	43

会長あいさつ

会長 谷口 正美



異常気象と言われ続け、今年も全国的に猛暑に見舞われておりますが、会員の皆様におかれましては、益々ご健勝のことと心よりお喜び申し上げます。また、日頃より本会の会務執行にご理解、ご協力をいただき、役員を代表して感謝申し上げます。

さて、5月18日に開催いたしました平成24年度定時総会で、会員の皆様の本会への帰属意識の高揚及び会務運営の活性化を図るために、本会発足当初から実施してきた代議員制による総会（本会以外では東京会のみ）を止め、全会員による総会に移行することを決議いたしました。また、選挙権を行使できる者を、選挙が行われる総会に出席している調査士会員といたしました。来年度からは会員全員が出席できる総会となりますので、会員皆様のご出席をお願いいたします。

ところで、安心安全な社会の構築が求められている今日、私たち土地家屋調査士は、専門家として、また社会に役立つ資格者として、この構築活動に積極的に参画しなければならないと、考えております。そのためには、

1に組織としての財政基盤を整備する。

2に安定した土地家屋調査士業務の運営を確立する。

3の土地家屋調査士制度の認知度の向上を図るための広告活動として、災害基本協定の締結・境界問題相談センターかごしまの地域事前相談の実施及び、市民に向けた講演会の開催や教育機関への寄附講座などの社会貢献活動を拡大すること、並びに「会報かごしま」を社会に向けた広報誌として関係省庁及び図書館などへ広域頒布すること。

以上3項目を事業方針として、各部及び各委員会が活動しております。

その内の災害基本協定について、県下各市町村との災害協定締結を東日本大震災以前から進めており、昨年1月17日に伊佐市、5月18日に霧島市、10月3日に始良市、本年2月17日に湧水町と「災害時の応急対策の協力に関する基本協定書」を締結いたしました。この災害時の応急対策等の内容は、①災害時の登記・境界関係相談所の開設。②災害時における家屋被害認定調査に関する協力。③公共施設等の被災状況の調査。④公共施設被災等の応急対策及び災害復旧のための筆界点情報の収集若しくは復元などとなっております。

東日本大震災を被災され復旧復興の陣頭指揮を執られている宮城県土地家屋調査士会の鈴木会長が、全国各地で、大災害に関して「事前に何をしておけば良いでしょうか？」という質問をいただくことが多いです。しかし、どんなにお伝えしても、埋められない部分があります。それは、被災には各々特異性があるからです。東日本大震災と阪神・淡路大震災とは、被災面積が違います。原発問題の有無が違います。大津波の有無が違います。被災地域の人口集積と主要産業が違います。気候が違います。国の姿勢が違います。それを埋めるのはイマジネーションです。私たちの話や報道を聞いて、それが自分の地域に起こることを想定してください。津波が絶対に来ないところでは今回の大津波の事例は役に立たない部分かも知れません。でも困ることを想定して、その場合具体的にどうするか考えておくことがとても重要な対策になります。

- ①運転している最中に大地震に遭ったらどうするか
- ②寝ている間に大地震に遭ったらどうするか
- ③仕事中に大地震に遭ったらどうするか
- ④3日間家族と連絡がつかなくなったらどうするか
- ⑤4日間電気が止まったらどうするか
- ⑥7日間あらゆる店が閉まって何も買えなかったらどうするか
- ⑦10日間水が止まったらどうするか
- ⑧14日間ガソリンが無かったらどうするか
- ⑨30日間ガスが止まったらどうするか
- ⑩家が潰れたらどこに非難するのか
- ⑪家が無くなって家族と連絡が取れなかったら、どこで落ち合うのか
- ⑫通院中の病院が潰れたら持病の薬はどうするか
- ⑬介護中の家族の介護の継続はどうするか
- ⑭事務所の貴重なデータはどうするか
- ⑮調査士会会長始め役員の大半が亡くなったらどうするか

様々な想定をしてください。何が困るか考えてください。これらが具体的に想定できれば、それぞれ対策が立てられるのです。この当たり前のことが何故できないのでしょうか。それは全国の皆さんが、まだ他人事だと思っていることです。自分の身に降りかかると本気で思わないと防災対策はできません。と言っておられます。

鹿児島のシンボル桜島は、ほぼ100年前の大正3年(1914年)1月に大噴火を起こしました。この時の噴煙は上空8000キロまで昇り、遠くカムチャッカ半島まで灰を降らせ溶岩で大隅半島と陸続きになりました。桜島に設置されている京都大学火山活動研究センターは、現在のマグマの蓄積量は大正大噴火時の約9割近くまで達しているとみられ長期的な活発化へ向かっている状態であると指摘しています。また、過去の大噴火を調べると、文明大噴火(1471年)、安永大噴火(1779年)、大正大噴火(1914年)の記録があり、大噴火の周期も短くなってきています。近年の桜島の噴火回数を列挙すると、2008年は80回であったものが、2009年には755回、2010年には1026回、2011年には1355回、今年は8月20日現在で827回(鹿児島地方気象台発表)と昨年を上回る勢いで火山活動が活発化しています。万が一、桜島が大噴火するとマグニチュード7程度の直下型地震が発生し、火山灰は鹿児島市で1~2m、福岡市でも40cm程度積もると予測されており警戒を促されています。近い将来、桜島が大噴火することは想定外のことではありません。自分の身に降りかかると本気で思って防災対策を行わなければなりません。

終わりに、東日本大震災からの復旧・復興へ向けたあらゆる方面への協力の必要性ということをも含めて、私たち土地家屋調査士はどのようにしてこれからの社会に対して役立つ存在であり続けるのかということ常々を常に会員の皆様と考えながら前に進みたいと思います。

ごあいさつ



鹿児島地方法務局長 竹村 政男

連日の猛暑に加え、例年以上の節電対策で、厳しい夏をお過ごしになられたと思いますが、鹿児島県土地家屋調査士会の皆様には、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

会員の皆様方には、当局が所掌する不動産の表示に関する登記事務の適正・円滑な処理のため、平素から格別の御理解と御協力を賜っておりますことに対し、厚く御礼を申し上げます。

さて、未曾有の被害をもたらした東日本大震災から既に1年半が経過しましたが、被災地域においては、未だ復旧・復興の途上にあります。日本土地家屋調査士会連合会においては、大規模震災復興支援対策本部を設置し、各種支援活動を行っていたと聞き及んでおりますが、このことは被災された方々にとって大きな喜びであると同時に、土地家屋調査士の社会的評価を大きく高めるものであり、心から敬意を表します。

また、法務局におきましても、引き続き、倒壊等した建物の滅失登記、筆界の復元、地図の修正等の事業を着実に進めていかなければなりません。これらは、被災地域の復興の前提として不可欠な事業であり、土地家屋調査士の皆様や法務局に寄せられる期待、土地家屋調査士の皆様や法務局が果たすべき役割は、大変大きいものといえます。当局におきましても、これまでに被災地域の法務局に職員を派遣しているところですが、今後も、要請があり次第、支援を行う予定であり、これまで以上に、全国の法務局職員と土地家屋調査士の皆様が一致協力して被災地域の復興をしっかりと支え続けていく必要があります。

それでは、現在の法務局における情勢について誌面をお借りして、若干触れさせていただきます。

我が国においては、厳しい財政事情の下、国際化・情報化の進展、長引く不況による経済構造の変化及び価値観の多様化といった社会情勢から、現代にふさわしい行政への転換を目指し、簡素で効率的な政府を作り上げるべく、総人件費改革や電子政府の推進など、高度情報化社会に対応する行政システムの早期構築が図られているところです。

法務局においても、地図行政の推進、筆界特定制度、登記申請手続のオンライン化等への的確な対応が求められており、特に、地図行政の推進につきましては、平成22年度から、「登記所備付地図作成作業改・新8か年計画」に基づき、これまで以上に強力に推進しているところであります。

当局におきましては、平成地籍整備初年度である平成16年度から継続して実施しており、本年度においては、鹿児島市谷山の一部の地域、面積にして約0.36平方キロメートル、約2,300筆の地域を対象地区として実施しているところであります。

また、筆界特定制度につきましては、平成18年1月20日の運用開始当初から、全国の登記所において予想をはるかに上回る申請があり、その申請事件の処理に関し、筆界に関する専門的知識を有する土地家屋調査士の皆様には、筆界調査委員として、大変御尽力をいただいております。

当局におきましても、制度創設以来、本年7月末日現在で207申請350手続の筆界特定申請が提出されるなど、筆界特定制度に対する国民の関心は非常に高く、その重要性も増していくものと思われまます。

今後とも、皆様には筆界調査委員として、また、筆界特定の申請手続の代理人として、なお一層の御支援と御協力をお願いいたします。

次に、登記のオンライン申請について、政府では、国民本位の電子政府の実現を目指し、重点的、戦略的に取り組んでいるところであります。

本年6月末における不動産登記のオンライン申請率は、全国平均で35.3%であり、また、当局における申請率は、37.7%となっています。

これまでに、登録免許税を軽減するインセンティブ措置や特例方式の導入、私書箱の活用等が実施され、また、平成23年2月14日からは、利便性が向上した登記供託オンラインシステムの運用が開始され、さらには、窓口においてオンライン申請に係る証明書の受領も可能となっております。

私ども法務局におきましては、引き続きオンライン申請利用促進に向けて積極的に取り組んでまいりる所存でございますので、更なる利用率拡大のため、会員の皆様の特段の御理解と御協力を今後ともお願いいたします。

以上のように、法務行政を取り巻く情勢は、時代の要請とともに、めまぐるしく多様化してきており、種々の課題が山積しておりますが、これらの諸課題への取組は、会員の皆様方の御支援と御協力なくしては、達成できるものではありません。今後とも、なお一層の御支援、御協力をよろしくお願いいたします。

土地家屋調査士の皆様方は、国民の高い評価と信頼を受けて、国民から身近な法律専門家としての地位が認められ、その活動の範囲が拡大されてきているところであり、国民の期待とニーズはますます高まっているところでありますが、同時に、国民の信頼を維持し、土地家屋調査士制度の適正な運用を図るためには、常に品位を保持し、公正かつ誠実に業務を行うなど、表示登記の専門家として模範となるべき厳格な責務を負っているといわなければなりません。

皆様方におかれましては、土地家屋調査士に与えられた責務に対する認識を一層深めていただき、今後とも適正な業務の遂行に努められるようお願いいたします。

終わりに、鹿児島県土地家屋調査士会の更なる御発展と会員の皆様方のますますの御隆盛、御健勝を祈念申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。

鹿児島県土地家屋調査士の皆様へ



鹿児島県司法書士会 会長 児玉 邦宏

鹿児島県司法書士会の会長を務めております児玉邦宏と申します。よろしくお願ひします。

平素より当会の会務に関し、多大なるご理解とご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、貴会の会報に寄稿するのは平成21年度以来2回目となりますが、文才に乏しい私が土地家屋調査士の皆さんに司法書士会長として何を書いたらいいか非常に悩むところであります。そこで、あらためて当会の組織並びに事業を紹介致します。

会員数は個人会員315名、法人会員7法人（平成24年7月18日現在）です。執行部は、会長以下、副会長2名、理事10名、監事2名で構成され、職務所管として会則上総務部、経理部、企画部、相談事業部、広報部、研修部の五つの部署が設けられ、平成24年度事業計画に基づき、執行補助機関として16の委員会並びに審議会を設置しています。

会務執行は、大きく総務部門と事業部門に分けられます。

総務部門は、「会員の品位保持のための指導及び連絡に関する事項」「会員の業務に関する指導及び連絡に関する事項」「業務賠償責任保険及び会業務賠償保険に関する事項」等を行っています。特に業務賠償責任保険業務は、会員全員を被保険者とし賠償額1,000万円を限度とする保険を司法書士会が保険会社と保険契約しています。入会すると会員は自動的に被保険者となるわけです。1,000万円を超える賠償額については、会員は別途任意に保険契約を締結することができます。会員の品位保持については、平成23年度定時総会において「鹿児島県司法書士会会員の業務広告に関する規約」を制定しました。現在、士業界においては規制改革の流れから平成13年より広告は自由化されていますが、ここ数年全国的に、事実と異なるあるいは品位を害すると思われる不当な広告が散見され、社会的に問題視されています。そこで、依頼者保護及び司法書士会員の適正な広告のあり方に資するため本規約を制定しました。

事業部門は、企画部・研修部・広報部・相談事業部に分類しています。相談事業部は、各種無料相談会を所管し、その実施運営を担当しています。現在、当会では定期的に、1. 毎週月曜日と水曜日の電話相談会、2. 鹿児島市での毎月第三土曜日の面談による相談会、3. 志布志市での毎月第1火曜日・第3火曜日の大隅地区定期無料相談会、4. 肝属郡錦江町での毎週月曜日と木曜日の南大隅地区司法書士法律相談センター無料相談会を実施し、これに加え、毎年離島を中心として、司法過疎地での巡回型の無料相談会を実施しています。また、連合会主催で実施している東日本震災並びに福島第一原発に関する電話相談を毎週火曜日に担当しています。この震災関連の相談は、

フリーダイヤルで被災地の方の電話が転送されてきます。現地の状況を知らない当会の相談員は相談を受けるにあたって当初戸惑いがありましたが、解決策を導くナビゲーター的役割を果たし、それなりに寄与しているものと自負しています。広報部所管事業として、平成9年以来、「高校生のための消費者教育教室」を開催し、平成23年度は、48校の高校に講師を派遣し、延べ6268名の高校生を対象に講義を行っています。

これらの事業を行うには多くの会員の協力が必要不可欠です。事業の活性化のため、平成23年度総会において「鹿児島県司法書士会公益的活動に関する規約」を制定しました。本規約は、司法書士は、司法書士法で定められた業務を行い、国民に法的サービスを提供することが要求されています。さらには職務の公共性から、高い職業的倫理に基づき積極的に社会に奉仕する義務が課せられており、司法書士には公益的活動についての使命及び職責があることを自覚し、実践することを目的として制定しました。この趣旨の基、多くの会員が相談会等の公益的活動に取り組んでいると確信しています。

以上のように主だった対外的活動を中心に紹介しましたが、前述したとおり13名の執行部で賄いきれるものではなく、事業の補助機関たる委員会の委員、参与延べ約80名程度の会員がこれらの事業に寄与しています。

土地家屋調査士と司法書士は、日々の業務の中では互いに連携し登記制度に貢献していますが、会という組織として連携し社会に貢献するような事業は見受けられないような気がします。今後、両会連携して何ができるのかを模索し、両会の発展のため鹿児島県司法書士会会長として会務執行に精励したいと考えています。

最後に貴会並びに貴会会員の益々のご発展を祈念しまして鹿児島県司法書士会会長の挨拶とさせていただきます。

10年ひとむかし

感謝 ただひたすら感謝

鹿児島支部 四元 キミ子



平成24年5月18日、県の土地家屋調査士の総会の席上にて、30年勤続表彰を受けました。鹿児島地方法務局長様より賞状を頂く時、「ありがとうございました！」と声を出して言いました。それから執行部席に言い、来賓席に言い、最後に会員の皆様に、「ありがとうございました」と言って、自分の席に着きました。私の感謝の声が、どこまで聞こえたでしょうか？

何もわからない私が、ここまで30年やりとげられたのは、多くの皆様のお蔭だと実感しております。特にお世話になった方々の思い出が蘇ります。

開業当時の伊集院出張所のH所長さんとは、ある夜お寿司屋さんで、お会いしました。1人で焼酎を飲んでいらっしゃり、「飲むか？」と言われ、横に座ったままではよかったです。盃にそそいでくだされば、ゴクッ！又注いでくだされば、ゴクッ！と私は飲んでいました。盃で4～5杯位いただいて飲んだでしょうか。「もう、戻いやい」と言われました。ずっと主婦だった私は、焼酎は舌の先でチビチビと飲むものとは知らなかったですし、自分で飲んだ分注文して、所長さんにお返しするというようなことは、その時は思いつきもしませんでした。駆け出しの調査士の私からみれば、法務局の出張所の所長さんなんて、雲の上の存在の人でした。ダメな書類を許可することはできませんが、あのお優しい所長さんだったからこそ、やってこれたと思っています。

国土地理院のOBのS先生には、測量について、ずいぶんいろんな事を教えていただきました。「トランシットは2分で据えつけなさい」と言われました。トランシットが、まだ慣れない時でしたので、ビビった思いが未だに残ります。

東京に勉強や研修で何度か行きました。開業したての頃、国土地理院OBのS先生の勉強会で東京に行った時、右も左もわからず不安の中、沖縄で現役調査士のM先生が、わざわざ迎えにいらしてくださいました。そのお気遣いが、とても嬉しく、有難かったです。

日々の仕事だけでいいと思っていた私に、よりステップアップが必要と、ある資格試験の受験をS先生が勧めてくださいました。東京に1人では不安だろうと御一緒してくださいました元会長のS先生や福岡の調査士の先生方もいらっしゃり、全国の調査士の先生方と触れ合い、多くのことを学ばせていただきました。

長い間には、会の編集委員もさせていただきましたし、伊集院出張所管内は、数少ない調査士が交代で理事をしていましたので、私も委員歴、役員歴で、いろいろな表彰を頂きました。それも、その都度お声かけしてくださったI元会長のお蔭だと思っています。

それらの表彰が仕事を続けていく上で、とても励みになりました。

土地家屋調査士の報酬については、考えさせられることが多かったです。

どんな仕事でもそうでしょうが、土地家屋調査士の仕事は、特に手がけてみないとわかりません。その結果、努力に努力しても前に進まない仕事があります。自分の能力以上の仕事を握りこまない方が依頼者の為だと思います。その場合、それまで費やした費用や時間を請求すべきかどうか迷います。原則的には、調査士の報酬は成功報酬ではないと私は思っています。しかし、請求するには勇気がいります。結果的には、勉強させてもらった高い授業料だったと自分を納得させています。

まだまだ、思い出は多く、感謝すべき方々は多くいらっしゃいます。

補正をしてくださった法務局の職員の皆様、いろいろな事を親切に教えてくださった調査士仲間の皆様、私に仕事をくださった地域住民の皆様や不動産業の皆様、建物表示登記をくださった住宅会社の皆様、私の仕事の補佐をしてくれた夫や娘、息子、私をとりまく皆様のお蔭で、30年間、土地家屋調査士業務をやってきました。

ありがとうございました！心から感謝の思いでいっぱいです。

ただ、ひたすら感謝あるのみです。

あれから10年も

鹿児島支部 恒吉 博久



私が土地家屋調査士登録及び鹿児島県土地家屋調査士会に入会したのは平成14年12月。

世間が日本でのサッカーW杯開催に沸く中、わき目もふらず試験勉強に励んだ結果、土地家屋調査士試験に合格し、晴れて土地家屋調査士の仲間入りを果たすことができた時から…

今年で10年になるのですね～。

原稿依頼が来るまで、正直実感が余りありませんでした(汗)。

改めて10年を振り返ってみると、まず頭をよぎるのは、嫁さんとの出会い&結婚・音楽活動(吹奏楽です)の再開…等、プライベートなことばかり。

はてはて、業務に関することは??

I・10年前には想定できなかったこと

①不動産登記法令の大改正

②オンライン申請の普及

①・②は、確かに10年前には想定できなかった(少なくとも私には)ことです。ただし、近い将来こういう時代が来るのを予想していたことも事実です(皆様そうでしょうが)。つまり、私の予想よりも時代の流れは速いんですね…

③土地家屋調査士会の役職をしていること

③は、これは本当に想定外・予想外です。

本来、私には縁がないと思っておりましたので…

II 10年後はどうなっているのか？

正直な気持ちをここに書いてしまうと、相当差し障りがあるので書きません（書けません）。

そう、ただでさえ時代の流れは速い中、10年後を想定するのは容易ではありません。しかし、そんな中でも未来予想図は描けるように努めたいなあと思います。そのためにはやはり日々の業務に精通することが大事なことなのかなと考えます。

何だかとりとめのない文章になってしまいましたが、原稿依頼が“雑感を”お願いしますとのことだったので、ご容赦をお願いします。

PS・本文のタイトルや文章に、J-POPの歌詞の一部やタイトルが使用されています。曲名とアーティスト名が分かった方は恒吉までご一報下さい。正解した方には…何もありません。

開業20年

鹿児島支部 谷口正美



平成2年に土地家屋調査士試験に合格し、平成4年7月27日（39才の誕生日）に入会届けを提出して8月1日に登録を受け、鹿児島市に事務所を開業いたしました。

平成7年に当時の坂口鹿児島支部長から支部理事のお誘いを受けてから今日まで、平成7年から13年まで鹿児島支部理事、平成13年から15年まで本会常任理事（総務部長）、平成15年から19年まで本会副会長、平成19年から23年まで本会常任理事（研修担当）、平成18年から23年まで境界問題相談センターかごしまセンター長、平成23年から本会会長、と調査士会の役員を務めています。中学三年生の末娘（15才）が社会人になるまで、あと8年は現役で頑張りたいと思う今日この頃です。これからもよろしく願いいたします。

新入会員紹介

入会の挨拶

霧島支部 田原春 一幸



この度、2月に鹿児島県土地家屋調査士会に入会いたしました田原春一幸と申します。昨年冬に、合格通知書を手にし、やっとほっとできたことがついこの間のことのようにです。小学校からソフトボールを始め、中学校・高校と野球に明け暮れる毎日だった私が、将来、土地家屋調査士で奮闘しているなんて想像もしていませんでした。今考えると、学生時代に、もう少し勉強にも力を入れていれば良かったかなと感じるほど野球一色でした。しかし、野球のお陰で、心身が鍛えられたのはもちろん、礼儀作法や上下関係等の大切さもしっかりと教えられてきたように思います。高校卒業時には、学校の先生に勧められるがままに、東京のガス関係会社に就職し、都市ガスのパイプライン設計士として5年程パソコンと睨めっこする日々を過ごしました。仕事も、お酒も、そして相変わらず野球もどれもとても充実した東京生活でした。その後、鹿児島に帰郷し仕事を探すも、自分の理想とする仕事ともなかなか出会えず、鹿児島で生活していく以上は資格に頼るしかないことを痛感しました。そこで、土地家屋調査士という資格に目標を定めることにしました。勉強を始めた私は、調査士として開業している父に、幾度となく頼ってきました。何せ、それまでろくに鉛筆を握らない人生を過ごしてきたので、それはそれは辛い日々でした。

こんな私も、息子の1歳の誕生日に晴れて、調査士会に登録ができました。同時に、一調査士として責任を背負い始めました。もう、ほっとした等言っではられません。今、まだスタートラインに立ったばかりですが、これから境界のスペシャリストとして実務に加え勉学にも励み、諸先輩方が築きあげてきた土地家屋調査士という名を汚さぬよう、誇りをもって職責を全うする所存です。

まだまだ若輩者です。先輩方にご心配、ご迷惑をかけることも多々あるかとは思いますが、そのときは温かいご指導、ご鞭撻の程をよろしくお願いします。

入会の挨拶

鹿児島支部 上村 裕一



平成24年3月21日付けで鹿児島県土地家屋調査士会に入会させていただきました。どうぞよろしくお願いたします。

以前は、測量会社に勤務しておりましたので、土地家屋調査士の資格を目指すきっかけとなりました。

調査士として仕事をして行く上で、不動産登記業務だけでなく、農地法・建築基準法・都市計画法など、まだまだ勉強していかなければならず、頭を悩ませているところです。

また、人脈のない私にとっては知り合った一人一人を大切に誠心誠意業務を行い、信頼関係を築き、少しでも早く一人前の調査士として活躍して行きたいと思っております。

これから調査士としていろいろな壁にぶつかると思いますが、諸先輩方から出来るだけ多くの事を学び、鹿児島県土地家屋調査士会の一員として日々努力して行きたいと思っておりますので、どうぞ今後ともご指導のほどよろしくお願い申し上げます。

開業にあたって

南薩支部 吉嶺 孝史

皆様、はじめまして。わたしは平成23年度試験に合格し、今年4月登録いたしました南薩支部所属の吉嶺と申します。

それまでは測量士として公共工事の一般測量に従事しており、かつ調査士の補助者としても勤務していました。そして^{よかい}年齢40が近づくにつれ、自分でも始めたいという気持ちが強くなり、調査士を目指し運良く合格できました。

さて、わたしは自分の地元で開業したのですが、不動産取引がそれほど活発な地域ではありませんので、正直なところなかなか厳しい状況ではあります。

ただ、有難いことに全体の仕事量が少ない中、新規開業するわたしを南薩支部の先輩方は本当に温かく受け入れて下さり、地元で踏ん張っていかねばとの思いを強くしています。

また、そんな先輩方が築き上げた土地家屋調査士の信頼を傷つけてはいけないと心に刻み業務に取り組んでいます。

一方で、表示登記制度や土地家屋調査士の一層の認知度向上や新しい業務の開拓は、わたしのような新規開業者の使命であるとも考えています。まだ道筋は見えてこないのですが、何か手掛かりを掴まねばと思います。

最後になりましたがまだまだ未熟者のわたしです。今後ともご指導・ご鞭撻よろしくお願いいたします。



入会のご挨拶

鹿児島支部 松元 伸一



今年4月に鹿児島県土地家屋調査士会に入会させていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

昨年の6月に出身地である日置市で司法書士を開業しました。まず司法書士からと思いましたが、もちろん仕事の依頼も無く、入会時に配布された資料及び新人研修でいただいた資料等を読む日々を過ごしていました。ぽつぽつと仕事の依頼が来るようになりましたが、開業前に想像していた司法書士業務とは違い、その広範な業務内容、そしてその責任の重さ等々を知り、とても土

地家屋調査士の開業をできる状況にはありませんでした。それから開業して半年が過ぎ、また、周りの方々の助けを得ながらも仕事として司法書士業を続けて行ける状況になったのではないかと、自分で勝手に甘い評価をし、そして周りの方々の折角持っている土地家屋調査士の資格を生かさなないのはもったいないという無責任な言葉に後押しされ開業を考えるようになりました。私の持っている土地家屋調査士のイメージは、はつらつとした若者が作業服をかつこよく着こなして測量をし登記申請をしている姿です。しかし、私は60歳を過ぎてからの開業です。白髪頭で作業服もかつこよく着こなせません。最後まで悩みましたが、これまでの行政での経験を生かし自分なりの土地家屋調査士業ができるのではないかと、これもまた自分で勝手に思い込み、鹿児島会へ登録をさせていただきます。

これまで皆様が築いてこられた士業の歴史と申請人への信頼を損なうことのないよう地道に取り組んでいきたいと考えております。

皆様のご指導、ご鞭撻よろしくお願い申し上げます。

調査士会入会のご挨拶

霧島支部 川越 勝二



今年5月に鹿児島県土地家屋調査士会に入会させていただきました川越と申します。

事務所は湧水町にございます。

趣味はスポーツ観戦や音楽・絵画などの鑑賞ですが、野球など実際スポーツするのも好きで最近ゴルフを始めました。

調査士会の先輩の皆様方、どうぞよろしくお願い致します。

私はこれまで東京の測量会社、埼玉の調査士事務所と勤務してまいりました。

その仕事の中で測量の内業・外業の楽しさと同時に、いくつかの相隣問題に直面し、土地境界の重要性、業務の難しさや奥深さを感じたのが土地家屋調査士の道を目指したきっかけです。

まだ私の事務所は船出したばかりですが、単にお客様に依頼された事件をこなすだけではなく、多方面から問題解決にアプローチ出来る知識や技術を身につけるべく、積極的に調査士会の研修会等に参加して皆様方と知識の共有を図りながら日々自己研鑽し、境界・登記の(法)専門家になればと思います。

土地家屋調査士法に謳われています様に、公正かつ誠実にその職責を果たし、国民の利益に供することが出来る様に、また土地家屋調査士の名を汚すことのない様に誇りを持って業務に取り組んでまいりたいと考えておりますので、先輩方のご指導・ご鞭撻の程、よろしくお願い致します。

つたない文章ですが、最後までご覧頂き、有難うございました。

会員のひろば

土地家屋調査士のADR

川内支部 出石 靖之



昨年から境界問題相談センターかごしまの運営委員をさせて頂いています。この原稿依頼は運営委員の中でも最も理解度の低い者に少し勉強なさいという意味で私に依頼されたと思い、もう一度文献、研修レジュメ等ひっくり返し直してまとめました。(文献、研修については主に静岡大学法科大学院和田直人先生による)

センターかごしまの動きについても記述しますが、本稿についてはセンターの方針と異なる部分もあり、あくまでも私的考察としてご覧ください。

おおまかに、

- ・ 指定と認証
- ・ 認証の効果と利点不利点
- ・ 認定土地家屋調査士
- ・ 筆界特定制度との連携
- ・ ADRの今後

について考えてみたいと思います。

指定と認証

正しく理解していないと一般業務との兼ね合いでも問題の出るところですが、私の中でいまだにあいまいな点です。いずれも法務大臣によるものですが、2つの制度には相互に影響を与える関係はありません。

まず法務大臣の指定とは、調査士法第3条1項7号で規定される代理権業務において、筆界に関する民間解決手続を行えるための指定であります。つまり調査士法だけで規定されていて、認定土地家屋調査士のための制度です。

一方認証とは、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(以下ADR法という)の効果を与えるための制度で、認証取得により時効中断効(ADR法25条)などの特則が付与されます。

センターかごしまでも認証取得を念頭に入れ、規約改正等の是非を検討中であります。取得に積極的な考え方と消極的な考えがありますが、認証を受けるか受けないかは最後の判断に任せて、今は認証制度について理解し、認証の長短を見極めることが優先であると思います。

認証の効果と利点不利点

認証による効果としては前段でも少し触れましたように、認証取得によりADR法25～27条の特例(時効中断効等)が与えられますが、認証機関の調停開始により無条件に時効の中断の効果

を与えるのではなく、不調により調停が終了し、かつ終了通知から一月以内に訴えを提起した場合など一定の手続きを踏んだ場合に限られます。つまり申請された事件が取得時効にからむ可能性がある場合、始めから慎重に手続きを進めないと特例が得られないなど不都合が生じる可能性も出てきます。

認証のメリットとしては、上段の特例の付与、センター活動の活性化、認定調査士の利用促進・業務拡大などが望めます。またADR法28条では業務に関し報酬を受け取ることができることをしっかりと規定されます。

対して認証取得に慎重になるのは、もともとADRの発達は行き過ぎた訴訟社会に反して脱司法専門システムの考えから進んできており、司法サービスによらない当事者の自立的解決を目指し、自由な話し合いを求めてきました。このように原点に帰り利用者の立場にたち、使いやすさ・対話の場の確保を優先すべきとの考えです。

長短様々な考えがあり、認証申請にあたって業務体系の再構築・規則の改定など時間を要する部分もありますが、これなどは返って煩雑化した運用書式の再編、手続のマニュアル化も進められ、利用者への説明時のばらつき解消が期待できるのではないのでしょうか。

認定土地家屋調査士

日本土地家屋調査士会連合会特別研修用広報紙によると、他士業においても業務独占資格から名称のみ独占資格に変化しつつあり、資格条件にも様々な追加項目が増え新たな水準を設定する動きが多く見られるようです。

平成18年の改正土地家屋調査士法により、認定調査士がADR代理権業務（調査士法第3条1項7号、8号）を行えるようになり認定調査士が認定されてきました。鹿児島県会会員の認定者数は96名、認定率25.1%（平成23年6月現在、同広報紙より）です。多いと感じるか、少ないと感じるかには調査士の今後のADR業務への関心度によりますが、千葉会、広島会、熊本会、沖縄会等は認定率40～50%あるようです。時代の変化、利用者のニーズを考えると増えていかなければならないと感じます。取得率が少ないのは活用の場が少ないためではないのでしょうか。先駆けてはセンターちばから新しくは大分のセンターまで、認定調査士とセンターとで連携をとる体制を作っています。

認定に必要な特別研修は、調査士試験のように振り落とすための試験ではなく、認定に必要な特別研修を受ければ認定して頂ける資格内資格です。調査士の今後のために、ひいては個々の調査士の業務のために、ぜひ認定を取得して頂きたいと思います。

筆界特定制度との連携

筆界特定の内容の内わけで、和田直人先生の考察の中に目を引くものがありましたので紹介します。筆界特定制度が始まって特定された線とは幅のない線（位置特定）が原則ですが、これまでの特定でごくまれに幅のある線（範囲特定）が特定されているようです。割合的には全国これまでの1%、件数で69件（平成22年10月現在、筆界特定制度の現状と課題より）ですが、その範囲

特定の半数以上が近年の特定の中にあるそうです。この傾向を見るとまず筆界特定に持ち込んで幅のある特定を受け、ADRに移行してその範囲特定の中の線特定を調停で決定するといった連携もありえるのではとの提案でありました。

このようなスタンスで幅のある特定を法務局が選んだのであれば画期的なことではありますが、残念ながら実際は連携を見越した特定ではないようです。筆界特定制度自体、ADRセンターと行ったり来たりする制度ではまずく、はっきり筆界特定制度内で特定することを基本に考えているようです。もっとも事案の内容が筆界か所有権界かによる振り分けは行っています。

センターかごしまでも筆界特定室との協議会を定期的に行い、連携を図っています。

ADRの今後

わが国の民間ADRは『数が不足している』ことが問題ではなく、『利用されないこと』が問題である。(和田仁孝、和田直人編著 ADR認証制度より)

まさに利用促進、開店休業状態の解消が課題です。利用されるセンターになるにはどうすればいいのか。少し分かってきたことは、『利用者のために』センター業務を行う調査士目線の運営ではなく、『利用者が利用したくなるセンター』を作っていかなければならないことです。顧客のニーズに合わせたセンター作りをしているかを再認識して進めていくことが必要です。

センターかごしまでは、設立から手がけて頂いている前センター長、また現センター長には多大な労力と時間を費やして頂いています。前運営委員、調停委員、相談委員も今後の調査士のために活動して頂いています。一部の方の力だけでなく、なるべく多くの会員で協力し、分担し、県会全体で運営するべきものです。

ぜひ皆様にも認証制度の理解に御協力いただき、センターの活動に参加して下さい。

皆様で正しく理解し、各地域に持ち帰って運営していく必要があると思います。最後まで目を通して頂いてありがとうございます。

リレー ある調査士の眩き 第2回

鹿児島支部 坂元 均



ブログでの「眩き」が流行しているが、本来、眩きは他人に迷惑をかけないものであり、全く責任をとる必要がないものと認識しているのでご容赦願いたい。

「1986年(昭和61年)2月の早朝、まだ夜も明けきらぬ、きびしい寒さのなか、米国のGPS干渉測位計のデモンストレーションを見学しようと筑波の国土地理院の構内に三々五々集まって来る人々があつた。」(日本測量協会発行図書より)

翻って、1994年8月28日早朝、GPS測量機を使用して法第17条地図作成のため、2級、3級基準点の観測方法を習得しようと、鹿児島市伊敷団地中央公園の一角に三々五々集まってくる公嘱協会17条地図作成作業基準点班員10名弱の社員があつた。このときがわが調査士会会員による初めてのGPS測量の実質的な幕開けであつた。

GPSが、従来の測量技術をしのぐ精度を持っていることが段々分かってきたことと、何と云っても三角点の使用点数が格段に少なくて良いため作業の効率化が図れることから、この新しい測量機器に取りつかれたものであった。

あれから約18年が経過した今日、測量はもとより地理空間情報の基礎的役割を完全に担っているGPS（近年はGNSSという）は、電子基準点の活用及び準天頂衛星の利用実証が進むなか、社会インフラ整備への貢献からさらに地震及び火山噴火予知のための研究等の解析技術の高度化と寄与が期待されている。これらに関わる研究者は不足しており、人材の確保が急務となっているとのこと。

最近では、調査士事務所でのGPS測量機器の購入が殆どないと聞く。街区基準点の設置が進んでいる事も考えられるが、やはり仕事量の落ち込みが大きな原因であろうか。

ところで、土地家屋調査士の「技術力」とはどのようなものであろうか。

土地家屋調査士法第3条（業務）第1項に「不動産の表示に関する登記について……………土地又は家屋に関する調査又は測量」があり、これが調査士業務の根幹となっている。

“調査”は、すなわち筆界の特定のためである。測量に関しては、三角点等（公共座標値）を使用した測量が求められている（不登法規則第77条）。

また、三角点等の不足を補う“登記基準点”の創設も原則として、日本測量協会技術センターの検定を受けて日調連が認定して設置されている。

調査士の測量結果は登記に反映され、国民の権利の明確化に寄与しているのであり、その技術力は、単なる計測技術ではなく、筆界特定の調査が伴っている“企画力”を含んだ技術力である事を認識すべきであり、誇るべきものである。

一方、「測量士は、測量に関する計画を作製し、又は実施する。」（測量法第48条第2項）

とあり、これも測量法に基づく測量の重複を避け、合理的な業務の遂行を目指す測量業者としての測量士の企画力を含んだ高い技術力である。

従って、技術力が競合するような法律の創り込みにはなっていないと考慮する。

官公庁発注業務の入札制度における入札業種に「土地家屋調査士業務等」を入れて頂く努力がされているが困難なようである。また、登記を前提とした基準点を含む用地測量は、土地家屋調査士法第3条業務であり、異論を挟む余地はないと考えるが、この測量業務に関して、測量業者が技術力を競うような動きの話も聞こえてくるが、このような事が評価されるのか疑問である。

技術力を同じ土俵で競う発想は、キックボクシングの選手と相撲力士が戦うようなもので、それほど意味のあるものではないのである。

かつて、アントニオ猪木とモハメド・アリの異種格闘技が行われたが、あの結果はあまり満足出来るものではなかったし、あまり評価出来るものではなかった。

“調査”すなわち筆界の特定。について、もう少し呟いてみたい。

こんにちの筆界特定制度誕生の経緯と土地家屋調査士会ADRの意義について「土地家屋調査士」7月号の西本連合会顧問の興味深い寄稿を拝読させて頂きました。

土地の境界紛争は、人が社会生活を営むうえは、浜の真砂と同じく、尽きる事はないと考えてきた。筆界の誕生は明治初期であり、これをいくら研究しても「筆界の特定・確定の方法」が示されない限り解決は困難ではないかと考えてきたが、登記法にその記載もないことから、そろそろ民法改正があっても良いのではないかと。

しかし、資料を調べる中で、下記の論文を見つけて恥じ入ってしまった。

1. 筆界とは何か : 登記所で付番する際に筆界は定まっている。
2. 筆界は、誰が決めるか : 新たに生じた土地は所有者の意思によって定まる。
: 土地区画整理、土地改良事業による場合、換地処分による。
3. 筆界の特定と公証 : 沿革的にも現実的にも所有者の意思によって定められると言っても過言ではない。登記によって公法上の土地の境界となる。理論上は、隣接所有者間の合意等によっても変更出来ないものとなる。

「地殻変動と土地の筆界」より抜粋 (平成10年2月 横浜地方法務局長 松尾 武)

勤勉な諸兄の皆様にはごく当たり前のことで、特に新たな発見でもないと思いますが、当初、所有権界と一致していた筆界は、所有者が申し出たときすでに定まっていたことから、その「定め方」を今に及んで決める事は出来ないのであろう。

やはり日常実務の筆界確認にあたっては、当該土地の「地籍をよく研究し、その成果を実際の筆界特定に生かすべし。」と改めて呟かざるを得ない。

次なる呟きを披露して頂く方は、薩南の星としてご活躍の福元悦人さんにお問い合わせ致します。

支部研修旅行に参加して

霧島支部 出田 数秀



『文は人なり』の言葉のとおり、文章には書き手の人柄が表われる気がします。

私は『会報かごしま』を毎回楽しく読んでいます。名簿でしか知らない会員なのに、その書かれた文章を読むと、何となく人柄まで伝わって来ます。業務の事、趣味、特技等話題も豊富です。同じ調査士でも十人十色、個性のある人が多いと思います。全部ではありませんが、読み終えたらその部分だけ切り取ってファイルに綴じています。

前置きが長くなりましたが、去る6月16、17日に霧島支部の研修(?)旅行がありました。平戸方面へ一泊二日のバス旅行でした。行きのバスの中で広報部長でもある桐原支部長から原稿依頼(命令?)がありました。その時の様子等を曖昧な記憶だけを頼りに書いてみたいと思います。

今回の研修(?)旅行には会員の家族、補助者を含めて24名が参加しました。その中には谷口会長の姿もありました。霧島支部の総会に出席された時に誘われて参加された(させられた?)そうです。行き先は平戸方面で、一日目は平戸市内観光、二日目は海上自衛隊佐世保基地の見学と乗船体験がメインです。

一日目は生憎の雨模様の中、午前7時にバスは霧島市役所前を出発しました。出発早々、乗船予定の船が当日基地に停泊しないので乗船体験は中止との報告がありました。8時頃に伊佐市内で残

りの全員が乗車。バスは人吉インターに向かいます。雨も気になる程ではありません。全員揃ったところで、桐原支部長が挨拶、参加者も自己紹介を兼ねて全員が挨拶しました。何人かが『今日は雨で良かった。天気だと仕事が気になる。』と話していました。アルコールも入り、車内は段々盛り上がり上がって行きます。

そんな中、まだ午前9時前だったでしょうか。車が渋滞し始め、前に進まなくなりました。引き返す車もあります。ガイドさんが確認したところ、大雨で崖崩れがありこれから先は危険である。進めるが何かあっても自己責任との事。高速道路も通行止めになっているとの事です。バス事故が多発した頃でしたので、旅行を中止する事も考えられましたが、ガイドさんから、一旦伊佐市まで引き返して別なルートで平戸まで行けるとの説明がありました。但し高速道路を使えないので、何時間かかるか分からないとの事です。桐原支部長も決断は難しかったと思いますが、皆に諮り、結局別ルートで平戸に向かうことになりました。バスは平戸市にある宿泊先のサムソンホテルに向かってただひたすら走り続けます。ガイドさんは面白い話をしたり、クイズを出したりして盛り上げようとしてくれますが、参加者に出発時の元気はありません。でも時間が経つにつれ笑い声が多くなりました。運転手さんも大変そうです。大変と言えば思い出しました。トイレです。ガイドさんから『これから先はどこでトイレ休憩できるか分かりません。』との説明がありました。それを聞いて皆さん不安そうでした。かなり飲んでいる人もいて、それから先はホテルに到着するまで数十分走ってはトイレ休憩の連続でした。場所は忘れましたが、昼食の鱈の天井は甘くてとても美味しかったです。

尚もバスは走り続け、午後7時になりました。乗車してから12時間経過。まだホテルには到着しません。またまたガイドさんから『ホテルの料理は夜9時までに到着しないと片付けられて食べられなくなります。』との説明がありました。一番楽しいホテルの料理が食べられなくなったら最悪です。でも時間的には大丈夫そうです。

さらにバスは走り続け、午後8時半になりました。外はもう真っ暗です。不安な中、やっとサムソンホテルの看板を発見。これで食事に間に合うと全員が大喜び。ところがあと少しの所で道幅が狭くなり、バスが中々入って行けません。結局ホテルに着いたのは9時すれすれでした。誰からともなく拍手が起きました。運転手さんとガイドさんもほっとされたと思います。なんとか食事に間に合いました。皆さん疲れも忘れて楽しそうに飲んで食べていました。私も美味しい料理を腹いっぱい食べる事が出来て満足でした。部屋は谷口会長と同室でした。その日会長は夜中の3時に起きて電車で霧島まで来られたとの事です。本当に長い一日が終わりました。

二日目は前日と打って違って晴天になりました。午前8時過ぎにホテルを出発、



最初は異国情緒豊かなオランダ商館通りの町並みを見て歩きました。オランダ井戸、オランダ塀もありました。石畳や石段を歩いていても、まわりの景色より足許にある鋳や金属標に目が行ってしまうのは私だけではなかったようです。松浦史料博物館を見学してからバスは佐世保へと向かいました。乗船体験は中止となった為、海上自衛隊佐世保史料館を見学しました。戦艦大和、航空母艦、戦闘機等の大きな模型が展示されています。魚雷は本物で、その大きさには驚きました。もう少し見たかった気がします。

佐世保と言えば、その日は朝から佐世保バーガーが話題となり、バスの中でも店に寄るかどうかで揉めたりして、結局ガイドさんの知っている店まで行き土産に買いました。そんなのどうでもいいやと言っていた渡邊会員がベンチに腰かけて、3個分はありそうなバーガーを既に半分程食べていたのには笑いました。その数十分後には昼食でした。

昼食が済んだら、あとは鹿児島に帰るだけです。途中何度かトイレ休憩をしながら、午後7時過ぎに霧島市役所前に無事帰り着きました。運転手さんとガイドさんも大変だったと思います。支部長始め役員の方々本当にご苦労様でした。私にとっても思い出に残る研修(?)旅行となりました。参加者も全員同じ気持ちだと思います。旅にハプニングは付きものです。その時どう対処すればいいのか?我々の仕事にも相通じるものがある気がします。そういう意味では良い研修旅行だったと思います。

少しは当日の様子が会員の皆さんに伝わったでしょうか。改めて文章力の無さを痛感しています。又、ファイルに綴じ込んだ皆さんの文章を読み返してみたいと思います。



龍馬ウォークボランティアに参加して

霧島支部 中西 崇



平成24年3月18日、霧島市で行われる龍馬ハネムーンウォーク(以下、龍馬ウォーク)のボランティアスタッフとして、鹿児島県土地家屋調査士会 霧島支部 で参加してきました。

龍馬ウォークとは、坂本龍馬とお龍が日本で初めて新婚旅行を行ったのが霧島市であるのが由来で、その地を訪ね歩く行事であり、龍馬の格好をした方や新婚さんなど毎年4千人以上が参加する霧島市の一大イベントの一つであります。

今般、私達が任されたのは4つあるコースの中でも一番長いコース(犬飼・中津川コース 23km)の各チェックポイントのスタンプ係でした。チェックポイントは休憩場も兼ねており、他に

もお茶、さつまいも、がね等を配布している地域ボランティアの方々が沢山います。地域の方々とは談笑や食べ物を頂いたりボランティアに来たのに歓迎されてるような気分になりますが、彼らは非常にまとまりがあって見習わなければならないと思うことがいっぱいあり、私自身そういった繋がりを大事にしていきたいと感じました。

肝心のボランティアの方は次々と訪れる参加者へスタンプを押している中インクが無くなるなどのハプニングも起きましたが、みなさんの協力でなんとか最後の方を見送る事ができ、無事終わることができました。実行委員会の方にもお礼を頂き、一度やったからには毎年参加していきたいと思えます。

さて、私は最近地域に根差すということの大切さをいろいろな場面で感じております。父親には昔から「結果ばかりを求めるな、道のりは長いから少しずつ進め」と言われてきましたが、社会人になり数年経てようやくその意味が少しだけ分かってきたように思います。諸先輩方の話を聞いたり、過去の会報等を読みますとみなさんが如何に地域を大事にし、仕事以外でもいろんな場面で活躍をしている姿を知ることができます。私自身もまだまだきばらなくてはならない事だらけです。できることからといますが、ボランティアや地域の活動、業界の活動に参加し少しずつ土地家屋調査士という職業、私自身を地域に浸透させていきたいと考えております。

最後に、今回のボランティアに参加して下さった支部会員のみなさま、ボランティアを快く引き受けて下さった龍馬ウォーク実行委員会のみなさまにこの場を借りてお礼を申し上げます。



楽しい家庭菜園

鹿屋支部 浅井 逸郎



10年前から家庭菜園で野菜作りに勤しんでいる。若い頃は全く興味を持たなかったが、年齢を重ねると伴に志向は変わるものだと、自分自身のことでありながら、つくづくと感じている。

野菜作りは、実に奥の深いものである。全ての作物が良い出来栄えだったという年はなく、豊作と不作の繰り返しで試行錯誤している。土作りから始まって、畝立て、植え付け、間引き、除草、土寄せ、敷き藁、誘引、追肥、わき芽掻き、摘心、摘果等、収穫までの作業は、まめに励むことが大事だし、また病害虫に対しては、先手必勝の構えで臨まなければならない、気が抜けない。

今年の場合は、3月から5月にかけての天候に恵まれたお陰で、春じゃがいもの収穫量は多かった。ところが野菜にとって乗りきらなければならない梅雨が、例年になく降雨量が多く、また期間

も長かった。特に休日に降られると、思ったように作業がはかどらない。瓜類は雨に強いとはいえ、これだけ雨が多いと疫病が発生しやすい。大雨に強いのは里芋ぐらいのものである。

このように、いろいろと愚痴ることが多く、人には「野菜作りは疲れる。」と言いながらも、毎朝夕、菜園に入らなければ気がすまない日々を過ごしている。

最後に少しだけ、私の栽培方法を紹介します。

胡 瓜：4月中旬から7月中旬にかけて年4回植え付ける。

1回目はポット苗を購入。(節成り) 2回目は自分で育苗した苗。(節成り)

3回目と4回目は直播き。一箇所3粒ずつ播いて、間引く。(地這い)

理由は、胡瓜は枯れるのが早いので、収穫期間を長く楽しむため。

落 花 生：4月下旬から6月中旬にかけて年3回植え付ける。

理由は、単に菜園のスペースに限りがあるので、前作の収穫後を待っている。

さ つ ま 芋：株間20cm強で植え付ける。通常の出荷用栽培の約半分の間隔。

理由は、小ぶりの芋のほうが早く焼きあがるし、食べやすい。

写真は「大魔神」という品種のスイカです。皮は黒色。今年雨が多くて着果が遅かった。



女性から見た土地家屋調査士

南薩支部 森迫 直子



私が土地家屋調査士らしき女性(もしかしたら測量士だったかも?)を初めて見たのは、昭和53年高校生のころです。指宿市内の道路を友人と歩いていたら、女性が測量する光景が目に入りその仕事をする姿がチョットしたカルチャーショックで記憶にずっと残っていました。

まさか自分が測量に携わる仕事をするとは思っていませんでしたが、女性の自分が自立できる仕事は何かと真剣に考えたとき、土地家屋調査士という職業が選択肢の中にありました。

土地家屋調査士という職業に就いてみて感じたことは沢山あります。仕事をやる際、ケースバイケースというような業務の際は迷いが生じ自分の業務の進め方を決めなければなりません。決めるまでいろいろ悩みます。測量とか図面作成など目に見える部分の業務より、その前の段階である方針を決めるところで非常に気を使います。

困難な事案でも纏れた糸がほぐれるように、1つ1つ解決し最後に登記まで完了したときは本当に嬉しいものです。

なんだか抽象的な表現になってしまいましたが、とにかく細やかな神経の要る仕事だと思います。最近はというより鹿児島は若い女性の土地家屋調査士がいません。寂しいことです。

女性でも土地家屋調査士はやりがいのある職業だと思うのでもっともっと女性が参入してきたらと願っています。

事務所訪問

鹿児島支部 福元 浩二



事務所の場所、広さ、目印、営業日時間、完成年

- ・場所(所在) : 鹿児島市谷山中央七丁目8番12-103号
前事務所が区画整理のため移転、平成23年11月より賃貸
- ・広さ : 52.42㎡(3DK)
- ・目印 : 三宅病院・美術館のそば
住宅街にあり、ナビがないとわからない場所です。
- ・営業日時間 : 9:00~18:00 土(隔週)日祝休み(自分は年中無休)

事務所のスタイル。こだわり特徴自慢

- ・スタイル : 迅速・丁寧な業務
- ・こだわり特徴自慢 : 常に相手の立場になって業務を行う。

事務所の構成員(補助者)

- ・業務部長: 久永瑞樹(土地家屋調査士有資格者、近々開業予定)
- ・経理部長: 福元弘美(補助者暦10年だが・・・)



保有機械披露

- ・TS ライカTCR1205+ ・1素子ターゲット2台
- ・CADユートAXコスモス、アイサンWingNeo INFINITY(最近購入)
- ・複合機 ・A1インクジェットプリンター etc

調査士になった決心、また、調査士をしていなければ何をしていたか。

- ・東京でサラリーマンを辞め他にやりたいことも無く、かと言って又サラリーマン生活ができる自信も無かったし、自分で何かしてみたかった。
- ・調査士をしていなければ教師(バレー部顧問になりたかった)

業務に関するエピソード

- ・成功談: 親戚身内どうしが不仲であり業務がなかなか進まずにいたが、粘り強く対応・説明を行って業務を終えたときには、ある程度その不仲が解消された。
- ・失敗談: 道路内に引照点を設置したところ、私道であったため、境界と勘違いされ苦情対応に時間がかかった。

休みの客対応など過ごし方

- ・基本的に年中無休。いつでも対応。

業務ストレスの有無とその解消法

- ・子供と遊ぶことや最近では遠ざかっているが将棋（県名人を目指したい）。

会への要望、提言

- ・里道・水路境界確定時において、隣接・対面地の同意に関する簡素化。

便利なもの

- ・使っている方も多いと思いますが、富士ゼロックスのソフト「DocuWorks」
OCRやファイル形式変換も簡単にでき、文書管理でも使えます。



「じめんのボタンのナゾ いちばんえらいボタンをさがせ」絵本化決定

鹿児島支部 谷口 正美

『小学校のかえりみち、じめんに赤色のボタンをはっ見しました。よく見ると、じめんにはいろんな色のボタンがあつて赤色のほかにも黄色、みどり色、青色、ぎん色もありました。いったいこのじめんのボタンは何なのか？だれがボタンをつけたのか？しらべてみると、たいへんなことが分かりました。・・・』

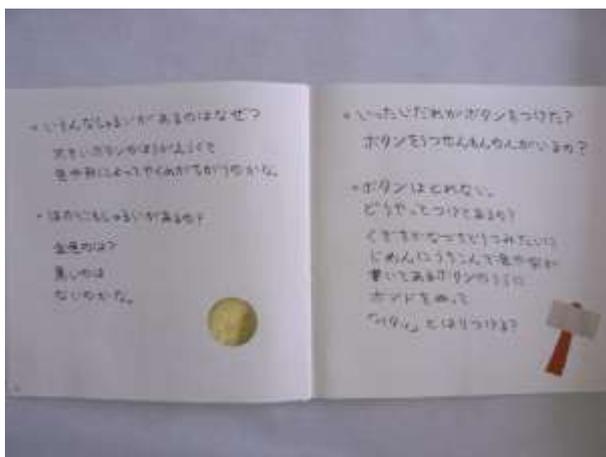
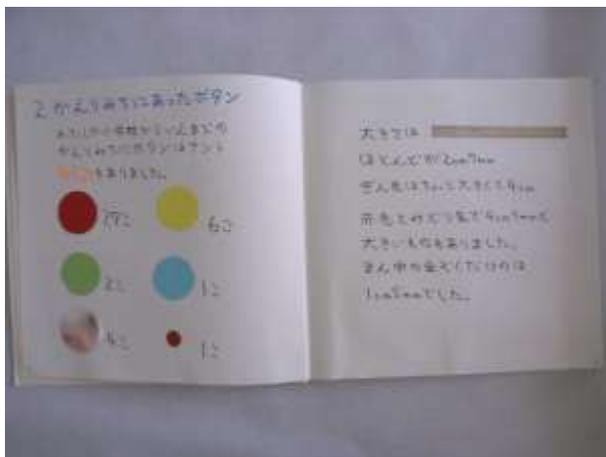
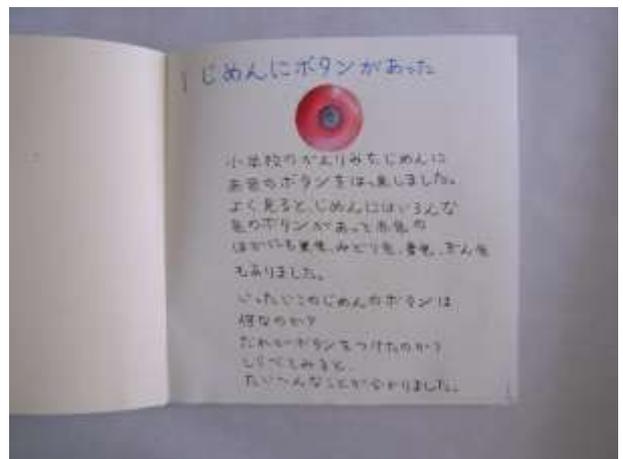
連合会報4月号で紹介された、昨年度の全国小中学生自由研究作品コンクール生活科部門で最高賞の文部科学大臣奨励賞を受賞した富山市蛭川小学校3年生(当時2年生)本吉凜菜さんの作品「じめんのボタンのナゾいちばんえらいボタンをさがせ」の書き出しです。

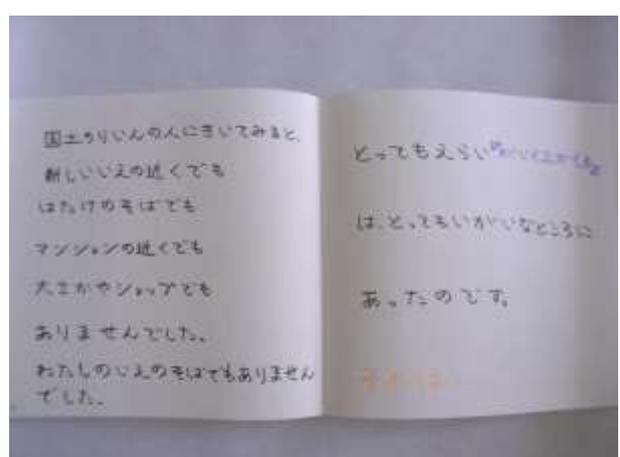
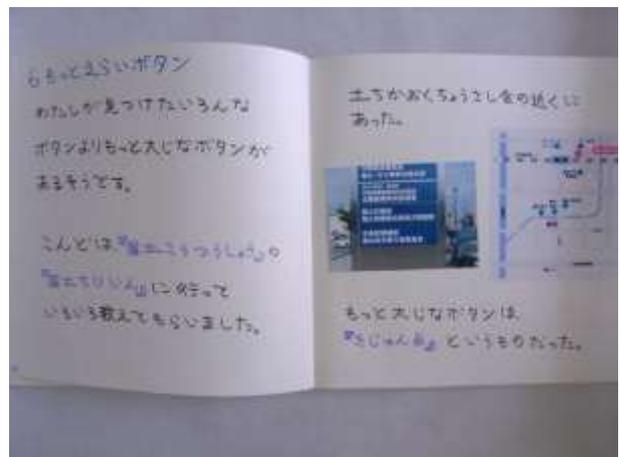
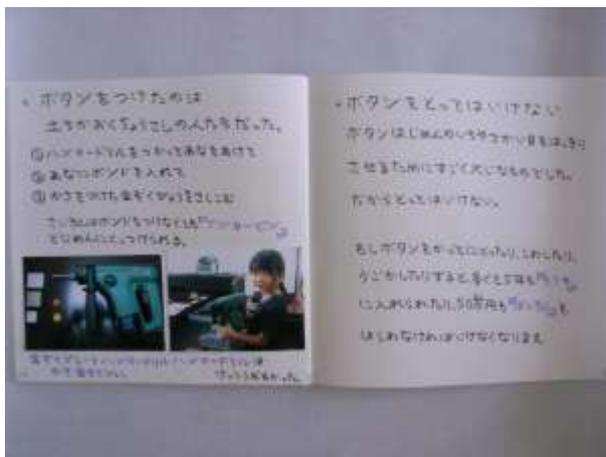
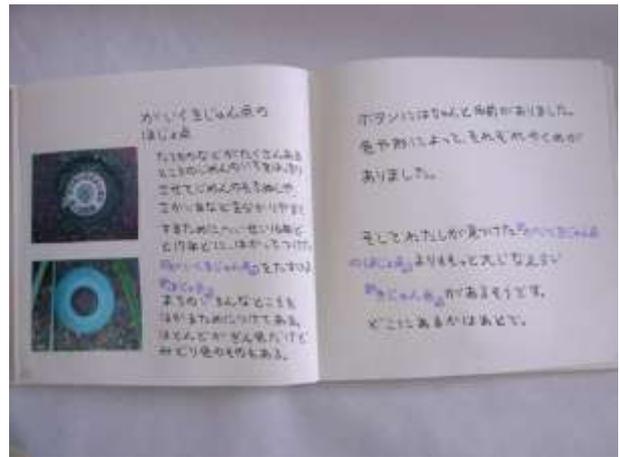
読んでいくとグイグイ引き込まれていきませんか？私たちが測量の器械点として土地の境界標識として設置している金属鋏が、じめんについでるボタンに見えた可愛い目が、そのボタンのナゾを調べていくなかで金属鋏、金属プレート、街区基準点、一級三角点、一等三角点のそれぞれの役目を挿絵や写真で解きほぐし、街区三角点が自分たちの小学校の屋上に設置されていることを知った驚きと喜びが生き生きと表現され『小学校のかえりみちにはっ見したボタンがこんなにとっても大切だと思いませんでした。じめんのボタンも大じだと思っていたけどそれだけじゃなくて、そのち点にふかいいみがあるんだなとわかりました。』と筆界や基準点の位置情報の大切さで結んであります。素晴らしい視点と表現力ですね。

この作品を知ったのは岡田連合会副会長のブログからでした。すぐに岡田副会長に電話して連合会報に載せる予定の原稿をいただき、フェイスブックを通じて調査士仲間に知らせたところ大反響があり、長崎会の松本さんがフェイスブックで凜菜さんのお母さんを捜しあて、お母さんが作品の全文を公開してくださいました。全文を読み終えて感激し嬉しくてたまらなくなり、凜菜さんへの

お礼を全国の仲間達と考えた答えが絵本にすることでした。富山会の島田会長が凧菜さんにご両親の承諾を得て、中部ブロックが中心になって絵本化を進め出版社が製本の準備をしているので絵本になる日も近いと思います。

富山市で開催された中部ブロックの総会で行われた凧菜さんへの名古屋法務局長と連合会長からの感謝状の贈呈式にも絵本化の発案者の代表として参列して、全国の調査士仲間から寄せられた寄せ書きの感謝状を凧菜さんに贈呈し、本吉ご一家と親睦を深めてきました。この凧菜さんの作品は白紙の絵本に文字と挿絵を手書きし写真を貼り付けたものです。文字の色や絵と写真の配置を工夫して間違えないように鉛筆で下書きして慎重に制作したのですが3冊目でやっと完成したのだとお聞きしました。その凧菜さんの汗と涙の力作の全文と感謝状をご紹介します。







連合会長感謝状



名古屋法務局長感謝状



凜菜さんと寄せ書き感謝状



凜菜さんと私

全文を読んでいかがでしたか？心がホワッとなりませんでしたか？

『明るい話題の少なかった業界に爽やかな風を吹かせていただいたような気分になりました。私たち大人には気付かない大切な温かさを感じることができると思います。小さな眼も私たちの仕事ぶりを見てくれていますし、まだまだ希望も夢も持てる職業だと認識させてくれました。(岡田連合会副会長の言葉です。)]

絵本になったら会員のみなさんのご協力をお願いいたします。

会 務 報 告

業 務 経 過

平成24年4月 1日(日)	表示登記の日	5月30日(水)	行政書士会総会
2日(月)	法務局職員新任あいさつ	6月 1日(金)	鹿児島県専門士業合同無料相談会準備委員会
5日(木)	登録証交付 (南薩支部…吉嶺孝史)	9日(土)	第1回会員研修会
6日(金)	財務委員会	10日(日)	第1回センターかごしま研修会
9日(月)	財務小委員会	19～20日(火～水)	日調連第69回定時総会
11日(水)	広報小委員会	22日(金)	司調センター株主総会
12日(木)	決算監査	27日(水)	ADR第1回運営委員会
16日(月)	総会資料最終確認	29日(金)	中部B協議会定時総会
16日(月)	登録証交付 (鹿児島支部…松元伸一)	29日(金)	第1回広報委員会
18日(水)	出水支部総会	29日(金)	「法の日」無料登記相談担当者協議会
20日(金)	鹿屋支部総会	7月 3日(火)	第1回常任理事会
20日(金)	大隅支部総会	3日(火)	業務研修小委員会
21日(土)	鹿児島支部総会	3日(火)	鹿児島県専門士業合同無料相談会準備委員会
22～23日(日～月)	第1回九B会長会議	6日(金)	三者協議会(県会・公嘱・政連)
27日(金)	鹿児島県専門士業合同無料相談会準備委員会	10日(火)	霧島支部登記基準点設置作業打合せ
5月11日(金)	霧島支部総会	10日(火)	境界問題相談センターちば訪問
11日(金)	南薩支部総会	19日(木)	筆界特定室とADRとの連携協議会
11日(金)	川内支部総会	27日(金)	鹿児島県専門士業団体協議会総会
12日(土)	熊毛支部総会	28～29日(土～日)	九B定時総会
12日(土)	大島支部総会	28～29日(土～日)	第2回九B会長会議
14日(月)	総会事前打合せ	28～29日(土～日)	九B担当者会同
18日(金)	第1回理事会	30日(月)	九Bゴルフ長崎大会
18日(金)	定時総会	31日(火)	弁護士会司法修習生研修会
24日(木)	登録証交付 (霧島支部…川越勝二)		
25日(金)	司法書士会総会		
29日(火)	業務研修小委員会		

会議

平成24年度定時総会について

5月18日(金)鹿児島市与次郎のマリンパレスかごしまにおいて午後1時から開会された。

出席者	総会構成員数	125名
	出席会員	113名
	<u>委任状による代理人出席</u>	7名
	出席会員合計	120名

司会 総務担当常任理事 福崎 秀一

第1部

1. 開会の辞 副会長 碓山 洋太郎
2. 会長挨拶 会長 谷口 正美
3. 議長選出

司会者より議長の選出方法について議場に諮ったところ、執行部に一任されたため、執行部は議長に次の者を指名した。

議長 馬場 幸二 (鹿児島支部)

4. 議案審議

議長は、議事に入る前に上記総会構成員の出席数の確認を行ない、会則第43条第1項の要件を満たしているため本総会が適正に成立していることを宣した。

第1号議案 平成23年度収支決算報告に関する件並びに監査報告

(審議経過省略) 原案どおり承認可決された。

第2号議案 会則・規則一部改正(案)承認の件

議長は、本件審議に入る前に、本案の会則一部改正については会則第46条により特別議決を要件とする旨説明し、執行部の提案の主旨説明を求め、谷口会長が会則の改正案についての提案理由を次のとおり説明した。

(1) 提案理由

昭和31年8月1日法務大臣の認可以来、当会は代議員制による総会を行っている。今回全員総会を提案した理由は、単に他の会が行っているからということではない。総会は県の最高の意思決定機関である。会員全員の方々に参加してもらって、総会資料も見ていただき全員で討議していただくことが重要である。総会資料も代議員以外は目を通さない会員もいるか



もしれない。代議員でない方は、今日は仕事をしている方もいて、総会への関心も薄いのではないかと推察される。全員で総会の日を認識し、問題点について討議し取り組むことが大切である。全員で決めたということで会への帰属意識も高まってくる。「今日は総会の日である。全員で総会をする。」といった意識を持っていただき、全員で取り組むことが大切である。

(2) 審議経過

総会資料の会則ならびに役員等選任規則変更案の新旧対照表により説明がなされた後、「定足数を定めた方が良いのではないか。」及び「委任状に議決権を持たせるべきでないか。」等の意見が出た。

議長は、上記意見に対し修正案としての上程の可否について採決を行い、修正案としては、委任状に議決権を持たせる内容で提案することが決定した。

(3) 執行部よりの修正案の提出

総会資料の会則ならびに役員等選任規則変更案の新旧対照表変更案の第44条のただし書き以下を削除し、第44条を「調査士会員は、1個の議決権を有する。」に訂正する。

(4) 議決

議長は、上記修正案及び第2号議案会則・規則一部改正(案)承認の件について、採決に入り賛成者の挙手を求めたところ、会則の特別決議の要件を満たす数の賛成を得て可決された。

第3号議案 平成24年度事業計画(案)承認の件

(審議経過省略) 原案どおり承認可決された。

第4号議案 平成24年度収支予算(案)承認の件

(審議経過省略) 原案どおり承認可決された。

ここで、本定時総会の議案審議を終了したため、議長は出席者に対し礼を述べ降壇した。

(第1部閉会午後3時30分)

第2部 式典

会員の各表彰の授与及び伝達式開催のあと、来賓として竹村政男鹿児島地方法務局長、保岡興治土地家屋調査士制度改革推進議員連盟名誉顧問、竹内日本土地家屋調査士会連合会会長代理(児玉常任理事)に祝辞をいただいた。その他関係各団体の来賓にも出席いただき盛会となった。

(第2部閉会午後5時30分)



各部報告

総務部

福崎 秀一



- 1 関係各法令等への対応
会則等に関する関係各法令の検討
- 2 会員名簿、会員証の作成
- 3 公嘱協会及び政治連盟との連携強化の推進

本年度は、上記3項目の事業計画に沿って、事業の執行を行っています。中でも総会の会則変更が大きな変更点でありましたので、来年度の全員総会へ向けての準備が必要となっています。会員皆様の意見が、直接反映される記念すべき総会ができますように努力してまいります。

会員名簿に関しましては5年毎の節目となる年となっていますので、ご協力を宜しくお願いいたします。また、会員証につきましては、会員皆様の入会時から5年毎の更新としていた関係で、更新の申請を、忘れられ慌てて手続きをされることがあったと思いますが、今回一斉に作成することにより更新等の遅延等がないように変更してまいります。

また、公嘱協会が現在、全国的な公益法人化の流れを汲み、鹿児島協会も公益法事化へ向けてご尽力されています。県会としても公益化へ向けての支援をしてまいりたいと考えています。

政治連盟に関しましては、土地家屋調査士制度の発展と向上のために、大いに期待しているところでもありますので引き続き、連携を取りながら進めていきたいと考えています。

※「土地家屋調査士」ロゴマーク入りの帽子、ポロシャツ等を作成しましたので、広報活動等にお役立てください。

財務部

恒吉 博久



会員の皆様、こんにちは。

前年度に引き続き、財務部長を仰せつかりました恒吉です。

何卒よろしく願いいたします。

ところで、本年度定時総会における議案及び決議に基づき、財務部の本年度の事業計画は以下の項目の通りとなっております。

1. 財政基盤の整備
 - (1) 比例会費の整理
 - (2) 共済関連基金、会館整備基金の整理
2. 土地家屋調査士国民年金基金及び土地家屋調査士職業賠償責任保険への加入促進

3. チャリティゴルフの開催

項目1に関しては、前年度検討したものを具体化していくための準備をおこなって行かなければならないものと認識しております。

項目2に関しては、未加入の方は是非ご検討下さい。

項目3に関しては、本年度は、10月2日(火)鹿児島高牧カントリークラブにて開催予定です。多数の方の参加をお待ちしております。

最後になりますが、今年も猛暑が続きます。

現場作業で熱中症等の危険も高いかと思われます。

くれぐれもご自愛下さい。

業務研修部

業務担当 真砂 公一郎



九州ブロック担当者会同報告

7月28日、29日の二日間、長崎の業務部担当者会同に出席し九州管内の各県会と情報交換及び主に下記テーマについての協議を行いました。

- ① 調査士イノベーション、事務所運営の有り方について
 - ② 報酬額についての取り組み
 - ③ 各会運営の資料センターについて
 - ④ 入札制度について
 - ⑤ 今後の調査士業務の有り方について
- ① 調査士イノベーション、事務所運営の有り方について、熊本会がipadやスマートフォンを使って事務所以外の場所でも作業ができたり、事務所のパソコンメールを受信したりする方法等の研修会を行い、事務所運営の効率化につながればとの企画をしたと発表がありました。
- これに対し、沖縄会が自宅と会社等複数のコンピュータでファイルを管理する場合や遠隔地にいる友人や同僚とファイルを共有する場合等に大変便利な無料ソフトの「Dropbox」、宮崎会がiphoneで三角点や多角点を地図表示ができる無料ソフトの「三角点マップ」の使用報告がありました。
- その他お役立ち無料ソフトにどのようなものがあるのか座長の宮崎会にてとりまとめ、各会へ報告することになりました。
- 皆さんのなかで便利だと思われるお役立ちソフトをご存知でしたら、業務部へご一報の程よろしくお願ひします。
- ② 報酬額の取り組みについて、報酬額低下、ダンピング等を懸念している会が大半でした。
- 宮崎会は、報酬理論を身につけ意識改革をはかれば安易なダンピングは減少するのではとの考えで、書籍「ガイダンス土地家屋調査士報酬」等を利用した研修会を企画、福岡会は愛知会 茶

谷常任理事・宮城会 鈴木会長による報酬に関する研修会、熊本会は来年1月の研修会に間に合うように会員による報酬額ソフトの作成を行っていました。

また、沖縄会は年計報告分析による統計資料を使った研修会開催のために7～80名であった金額記入の年計報告がお願いをしたところ150名になったそうです。

年計報告金額記入は大半が任意となっていました。唯一、熊本会が100%金額記入の状況です。

報酬額適正化の判断には金額記入ナシでは分析ができないので、当会でも金額記載の年計報告に戻す必要があるのではと史料されます。

- ③ 各会運営の資料センターについて、本格運用は当会・熊本会です。長崎会を除き検討・準備中でした。資料収集のお願いに関して、官公庁の各担当課へ直接依頼したところ非常に反応がよかったとの報告が福岡会よりありました。
- ④ 入札制度について、長崎会の現状は入札3に対して随契7の割合、佐賀会は市長が代わってから入札100%、熊本会は入札対策として入札の登録申請ができるようになる研修会の開催、宮崎・大分会は当会と同様に個人入札例はほとんどなく、福岡・沖縄会においては、適正な報酬額とダンピングとの兼ね合いに苦慮している状況でした。
- ⑤ 今後の調査士業務の有り方について、土地家屋調査士業務は不動産が消滅しない限り存続し続ける必要と公共性の高い業務ですが、広く世間一般に認知されているとは言い難く、受験者数は近年減少傾向にあり、平成19年7,540人、平成20年7,270人、平成21年7,234人、平成22年6,739人、平成23年6,310人、平成24年6,136人の現状に各会とも憂慮すべきこととの認識で一致しました。

今後は14条地図作成作業・筆界特定制度・ADR・不動産の根幹情報提供・後継者育成のための寄附講座等、危機感をもった対応が必要不可欠あるとの各会一致した見解でした。

以上が業務部会で協議した概要ですが、平成22年に制度制定60周年を迎えた我々の制度は、国民の貴重な財産である不動産について、その物理的な状況の明確化・公示制度に寄与する不動産の表示に関する登記制度を円滑に運用するための担い手として制定された重要な資格制度なのですが、一般の国民一人ひとりにとって、不動産の売買や登記申請など不動産に関連する手続は、非常に大切ではあるが、それらを行う機会は殆どの国民が一生に一度あるかないかであるため、この制度の重要性に比べてなじみがなく、理解が得られないという事情があります。

このために、土地家屋調査士の業務である不動産の権利の客体を明らかにするための調査・測量はどのようになされるのか、その成果はどのように利用され、国民の生活や国家の財政にとってどのような意義があるのかということは、一般の国民の目には霧がかかっている状態ではないでしょうか。

そこでこの霧を晴らし、半世紀を迎えたこの制度の実情とこの制度が時代に即して向かう課題を広く国民に周知し、より良い制度構築・発展のために我々土地家屋調査士という一人ひとりの資格者が、不動産登記法を根拠とした活動を行うにつき日々研鑽が必須であることは言うまでもありません。

また、我々の制度は業務独占資格として位置付けられているため、報酬規定が基準に変更され、原則として依頼者との間で自由に設定できるようになったように、今後も規制緩和による見直しが当然の方向性と考えられています。

このような時代の波に呑み込まれることのないよう、また、国民の為になるより良い制度になるよう、平成6年10月3日全国土地家屋調査士 松本大会で宣言されました「自己改革と研鑽に努め、国民の立場に立って業務を行う。」のスローガンを念頭に置き、より良い制度構築・発展のために御尽力くださいますようお願いいたします。

研修担当 宮脇 謙舟



長い梅雨があけ、非常に暑い日々となっています。

皆様もお体にお気を付けて下さい。

研修部では、第一回研修会を6月9日に開催致しました。実務連絡協議会報告、93条報告書の解説をしました。また、静岡大学の和田直人先生より業務に関する法律知識について講義頂きました。実務に関連する報告と、和田先生の土地家屋調査士をとりまく法律や今後の流れ等についての熱い講義でなかなかおもしろい研修会になったのではと思います。

また、第二回研修会を8月31日に開催予定です。今回は防災に関する講演会も同日に開催致します。震災を体験した宮城会の鈴木修会長、また京都大学防災研究所の井口教授にお話いただきます予定です。

7月28、29日は長崎にて九州ブロックの担当者会同がありました。九州各県の研修部が集まりまして、研修の内容や計画等につきまして協議を行ってまいりました。2月に長崎で開催されます新人研修会の件、数年前に開催しました合同の測量研修の今後につきましても協議致しました。各県の対応を参考にして今後ともに充実して研修会が開催できます様に努力いたします。

広 報 部

桐原 茂太



総会資料に掲載してある項目の補足をします。

以下のすべての項目は、重点課題として調査士制度の認知度向上のための広告活動であるということです。

- 1 広報誌。会報かごしまの編集発行——紙ベースとHPの両建てで実施していき、調査士業関連機関にパンフレット、リーフレット等を同封して配布します。社会に開かれ、全会員参加型の会報誌を目指します。今後も多くの会員の投稿を期待します。
- 2 ホームページの刷新と維持管理——今年度のメイン作業と位置づけます。修正変更に関しては外部委託してリアルタイム性を重視し、公共性のある職種としてできる限り情報は公開して、内容も大幅にリニューアルして多くの方々に閲覧してもらえるようなHPを目指します。今年度中に実施するためには掲載内容に関して各委員会の迅速な協力が必要です。

- 3 対内外広報用のパンフレット、リーフレットの配布——会員には見本程度ですが研修会等で配布します。
- 4 法の日の広報と実施——利用者増加に努めます。
- 5 寄附講座等の啓発ならびに実施——始良市内小学校や鹿児島大学で計画しています。対象は学校に限らずどんな団体でもかまいません。各支部単位でも積極的に取り組んでもらいたいです。
- 6 各地域に密着した広報活動の奨励——各支部の裁量に関わることですが、地域の各種イベント等に『土地家屋調査士』として積極的に参加してもらいたいです。また、個人でボランティア活動にがんばっておられる方々を紹介してください。会としてスポットライトをあてたいです。
- 7 会の看板の維持管理——再利用並びに代替広告物に関しては、費用対効果の範囲内であれば、各支部の裁量にて対処してください。

広報部の委員紹介・・・田中亮一、松永剛知、前杉竜志、迫田圭介、上小鶴一善の方々です。

社会事業部

小川 兼義



社会事業部の業務内容は以下の様になっております。

1. 災害基本協定締結の推進及び支援
2. 地図の作成及び整備に関する事項
 - (1) 効率的な14条地図作成に関する研究
 - (2) 県内各市町村の地籍の整備状況調査の実施
3. 筆界特定制度に関する事項
 - (1) 筆界特定制度の円滑な運用に向けた対応
 - (2) 筆界特定制度と調査士会ADR（センターかごしま）との連携協議会の活用
4. 公共嘱託登記関連業務に関する支援
5. 社会貢献活動の推進及び支援

上記いずれの事項におきましても、土地家屋調査士の基本となる業務であります。

皆様のご協力を宜しくお願い致します。

また、本年度の社会事業部の委員は昨年に引き続き小川、福元文治理事（南薩支部）、吉本健二委員、西英孝委員、安楽一人委員（鹿児島支部）の5名が担当致します。

宜しくお願い致します。

支部だより

霧島支部だより

霧島支部長 桐原 茂太



今年度の霧島支部の事業計画として以下のものを挙げています。

- ① 平戸一泊旅行
- ② 始良市登記基準点設置、小学校出前授業並びに緯度経度標設置
- ③ 支部研修会、忘年会
- ④ 霧島市竜馬ウォークボランティア参加
- ⑤ 始良市境界問題無料相談室設置

ふーう。霧島支部内全市町村との災害協定締結が終わってほっとしていたのに、大難関の②を乗り切るためには会員の一致団結しかありえません。霧島支部の会員はもとより、支部間の垣根を取り払い、個なる『土地家屋調査士』として、調査士業を通して“よりよい社会”の実現に寄与することにより、『土地家屋調査士』の地位制度の確立に繋がり、ひいては自己の業務獲得に結びつくものと確信します。何卒、賛同をいただける会員の方々是非ご協力お願い申し上げます。



川内支部だより

川内支部長 田中 亮一



2004年10月に県内では第1号となる市町村合併により「薩摩川内市」が誕生しました。当時1市4町4村が合併しましたが、当時の4村（里村・上甕村・鹿島村・下甕村）は薩摩川内市の川内川河口から西方約26キロの東シナ海に位置する甕島であります。今回この甕島を紹介したいと思います。

北東から南西方向に上甕島、中甕島、下甕島の3つの島で形成されています。上甕島と中甕島は甕大明神橋等によりつながっております。中甕島と下甕島との間は約1.5キロの藺牟田瀬戸海峡となっております。現在この海峡に橋を架ける計画により工事が着工されております。取付道路の工事に伴うトンネル工事等もあり完成までにはまだ時間がかかりますが、工事が完了しますと3つの島がつながることになります。

甕島にはいちき串木野市の新港よりフェリー・高速船が毎日それぞれ1日2往復（串木野新港・上甕・下甕）運行されております。各港に着きますと各地区への連絡バスも運行されており、自由に観光できるレンタカーもあります。宿泊施設もホテル・民宿・キャンプ場と充実しております。

甕島の現在の4町（里町・上甕町・鹿島町・下甕町）にはそれぞれに特長のある観光スポットもありますので是非来島してみてください。

（詳しくは、「甕島」検索で多くの情報が掲載されています。）

大島支部だより

大島支部長 町田 重孝



昨年は大震災、放射能、水害と未曾有の災害が日本列島を襲いました。

今年こそは明るい希望に輝く年でありますようにお祈り致します。

さて私達大島支部会員が一番の関心は平成24年1月末で徳之島、沖永良部、与論の3出張所が奄美支局に統合されることです。

また、それに伴う会員の業務がどうなるかと云う不安です。また私達会員以上に島の住民の皆さんにとっては大きな問題だと思います。正直に言って離島で生活する我々住民は、行政改革のため逆に不便を強いられる状態です。

ところで、大島支部会員の居住地の現状は奄美大島6名、徳之島3名、沖永良部島2名、与論島2名となっています。

それで大島支部においては、第2回の研修会を各離島ごとに4日間の日程で開催致すことにしました。

1月11日(水) 奄美大島、1月12日(木) 徳之島、1月13日(金) 沖永良部島
1月14日(土) 与論島

離島で生活する私達には、鹿児島市での研修会に出会するのは大きな負担になりますが今回の試みは有意義な研修会だと思います。

今後、私達土地家屋調査士をとりまく社会の環境は、一層厳しさを増すことと考えられます。それで私達は研鑽し、資質の向上を図り、社会が求める土地家屋調査士でなければなりません。

会員の皆さんお互いに頑張りましょう。(会報かごしま第81号未掲載分)

.....
5月12日(土) 徳之島町の生涯学習センターにて、大島支部の総会を開催致しました。

支部会員13名中9名(委任状4)が出席しました。鹿児島県地方方法務局管内の徳之島出張所、沖永良部出張所、与論出張所が奄美支局に統合されてから初めての支部総会でした。席上会員の皆さんから日常業務における諸問題についての大変有意義な意見等がでました。

ご案内のとおり大島支部では、各離島で業務を行っている会員が一堂に集まるには海上交通の不便さと経費の負担等で大きな大きな問題があります。

それで、今年は徳之島港への船の入港時間に合わせて午後5時よりの総会となりました。議事の「県総会の全員出席」については、大島支部としては県会の案に同調する旨で決定致しました。しかし離島からの県総会への「出席率の低下」について心配する意見がだされました。この問題について大島支部としては出席率確保のための方策等を今後検討していく事で意見集約ができました。

支部総会后に会場をホテルに移り出席会員での懇親会を行い徳之島会場での楽しい夜を過ごしました。

平成25年5月の支部総会は奄美市で開催いたす旨決定しました。徳之島、沖永良部島、与論島に在住する会員の皆さんには、宿泊費や運賃等で大きな負担が掛かるかとは思いますが是非出席されますようお願い致します。

今後も県会のご指導をお願い申し上げて大島支部の近況報告とします。

「境界問題相談センターかごしま」だより

センター長 鳥越 健



会員のみなさまには、日頃より「センターかごしま」の活動につきまして、ご理解ご協力を頂きましてありがとうございます。おかげさまで「センターかごしま」も今年8月で設立満6年を迎えました。この間、法務局・市役所といった官公署の方々、弁護士会や法テラス等の他土業や各機関、最近では警察署の刑事担当部署や検察庁といったおおよそ予想していなかった所からも電話相談があり、「センターかごしま」が広く世の中に認知されつつあることを常々実感する毎日です。

現在の取扱い件数は別表のとおりです。特に「事前相談」は月2～3件ペースで申し込みがあり、センター委員は現在26名おりますが、一人当たり年2～4件は担当しており、「事前相談」経験値は総じて高いレベルにあると認識しております。ただ、センターが遠い地域の利用者にとっては不便であると思います。この点について、今年より各地域において会場を設けた「地域事前相談」を実施するべく準備作業を行っております。会場としては、公民館等の公共施設や法務局の支局・出張所を想定し、現在交渉中です。また、広報については、センターのリーフレットを刷新し、市役所・役場の市民相談窓口をはじめ、警察署やスーパーマーケットの掲示板等への広告掲載や市民広報誌への掲載等を検討中です。こうした市民へのPRを積極的に行うことで、境界問題で悩んでおられる市民のみなさまに、「センターかごしま」の存在を知っていただき、気軽に相談していただけるよう運営してまいります。

地域へのアピールを強化した場合、相談件数は増加すると思われませんが、センター委員の人数は余裕がありません。特に、郡部のセンター委員の人数には格差があり、このことが将来、ADRサービスの地域格差となって表われてくると思われまます。この問題の解決には、もっと多くの会員のみなさまがセンター委員、センター推進員に参加くださることが必要です。紛争解決の技術は測量技術や登記法の実務能力だけでは身に付きません。「傾聴」技法や法律知識、他の解決制度の理解が不可欠です。それらの習熟は、繰り返すしか方法がない。勉強の繰り返し、実戦・訓練の繰り返し、失敗の繰り返しから時間をかけて得るしかない。この繰り返しの場が、センターの「事前相談」「相談」「調停」の現場です。会員のみなさま、センター委員に積極的にご参加ください。

研修については、「センターかごしま研修会」は今年度4回実施を予定しております。すでに第1回は去る6月10日に、静岡大学法科大学院准教授の和田直人先生をお招きして、「ADR法改正と認証」について研修し、「認証」取得の意義について理解が深まったことと思います。第2回は、9月30日に、「センターちば」より高橋一修センター長他委員の方々をお招きして実施いたします。「センターちば」では、認定調査士のなかでさらに研修を受けていただき、その各事務所

に振り分け業務を任せる方式を採用し運営されております。また、代理人申し立てによる調停解決事例も複数あるということで、先進的なセンター運営をされております。「センターかごしま研修会」は、センター関係者だけでなく、一般会員のみなさまにも広く受講を呼びかけております。今回の研修は認定調査士の活用を探る上でも、是非、受講していただきたいと思っております。

他の制度との関わりにおいては、筆界特定制度との連携を強化するために法務局との連携協議会を定期的に開催することに致しました。双方とも「守秘義務」という壁はありますが、利用者目線にたった運営を考え、利用者にできるだけ負担をかけずに紛争の早期解決を図るために、筆界特定制度とADR制度の利点を理解し、欠点をカバーし合える連携の構築を図りたいと思っております。

ADR法の「認証」取得については、6月の和田先生の講義により理解が深まったと思っております。法律施行当初は、調査士会の中では「認証」取得の是非が議論され、現在もなおくすぶっているような感もありますが、ADRセンターを名乗る以上、取得する以外に道はないと思っております。九州ブロック内では感じませんが、本州各会や他士業では、もはや「認証」取得など話題にもできないくらい取得が当たり前といった雰囲気です。「センターかごしま」も「認証」取得を前提に運営委員の勉強会を実施しております。取得に向けたご理解をお願いいたします。

「センターかごしま」は、今年度も利用者目線を大切にしたい運営を心がけます。人に優しい「センターかごしま」、会員のみなさまも是非、積極的にご利用ください。

「境界問題相談センターかごしま」の取扱件数(平成18年8月28日～平成24年7月31日)

年度	電話照会	事前相談			相談			調停							
		実施	相談へ	調停へ	受付	解決	調停へ	受付	継続		却下	取下	不応諾	不調	合意
									参加交渉中	調停中					
18	69	39	6	0	6	3	3	3	0	0	0	0	1	0	0
19	76	40	1	5	1	0	1	6	0	0	0	1	1	0	0
20	58	15	1	5	1	0	1	6	0	0	0	1	4	4	2
21	47	18	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
22	34	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
23	47	24	3	1	3	2	1	2	1	0	0	1	0	0	0
24	8	21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総計	352	155	10	11	10	4	6	17	1	0	0	3	6	5	2

事前相談内容（平成18年8月28日～平成24年7月31日）

事前相談内容	18 年 度	19 年 度	20 年 度	21 年 度	22 年 度	23 年 度	24 年 度	合 計
① 国土調査に関する相談	9	7	5	6	7	8	4	48
② 境界立会の結果に対する相談	6	2	0	1	1	4	1	16
③ 境界以外の相談(弁護士会相談センターを紹介)	5	3	3	1	0	3	3	18
④ 境界紛争の予防的相談	4	3	0	3	0	2	0	12
⑤ 筆界特定を紹介した相談	4	3	0	0	2	3	2	15
⑥ 通路に関する相談	2	4	0	1	0	4	2	13
⑦ 地積測量図・地図等に関する相談	2	0	0	0	0	1	2	5
⑧ 越境に対する相談	2	15	6	5	1	8	3	42
⑨ 官民境界確定に関する相談	1	0	0	0	0	0	0	1
⑩ 裁判所の民事調停中の相談	1	0	0	0	0	0	0	1
⑪ 管轄地域以外の相談	1	0	0	0	0	0	0	1
⑫ 筆界特定後の相談	0	1	0	0	0	0	0	2
⑬ その他	2	2	1	1	0	6	1	14
合 計	39	40	15	18	11	39	18	188

※但し、一つの事前相談に対し、相談内容が一つではないものがあるので、事前相談数とは一致しない。

公嘱協会だより

理事長 小野原 憲人



長い梅雨がやっと明けて暑い日々を迎えることになりました。

早速桜島の灰に悩まされることになり、夕立でも降ってくれればと勝手な思いをしております。

公嘱協会事務局は8月24日の総会に向けて忙しい日々を送っています。

社員の皆様も24年度の業務にエンジンがかかってきたところではないかと推測しています。

7月1日より新しい平成24年度に入っているわけですが、私達公嘱協会が目指す公益法人への移行の締切日(平成25年11月30日)が迫ってきており、逆算すると厳しいタイムスケジュールとなりました。

100年以上続いた公益法人制度の改革ですので、新しい公益法人への移行への苦しみは全ての分野の公益法人に共通していることでしょう。

ここに到って痛感するのは、ガバナンス、コンプライアンスといったものがしっかりしていた法人ほどスムーズに移行できている感じがします。

どんなに小さな法人、組織、家庭であっても共通していることではないかと思えます。

自分で考え、自分で決断し、結果に責任を持つということは大事なことです。現状を認識し、自ら変わっていくということができなければ存続できないことは明白です。

社員の皆さんの御協力、御理解を得て、前へ進んでいきます。25年春が素晴らしいものになるよう頑張りましょう。

政治連盟だより

会長 坂元 均



今年は特に熊本県、大分県に多大な被害をもたらした梅雨も本日明けたようである。「これまでに経験した事のない降雨量が記録された」と気象庁が発表したように、やはり地球温暖化による環境の変化が原因だとすれば、今後更なる受難を覚悟しなければならないのか、今年も猛暑に苛まれる。

人と人以外の動物の違いは、将来を予測できるかどうか、あるいは一寸先を心配するか、しないかだと言われています。確かに、我が家で飼っている「ピーヨ（インコ）」は、近寄ると羽を広げて鳴いているが、殆ど何も考えていないようである。

さて、政治連盟の活動報告ですが、全国土地家屋調査士政治連盟定期大会が去る3月14日に東京で開催され、「日調連、全調政連、全公連の構成員は、全て調査士会会員であることが原点である。よって連携することにより制度維持・発展に繋がる。」と、各会長理事長挨拶の中で力説されました。また全調政連の幹部会報告では、入札業種に「土地家屋調査業務等」を入れて頂く問題について、農林水産省、国土交通省、総務省等々に対して国会議員議連の先生を通じて折衝を行っているが今後も継続する旨の報告がされている。

さて、私共鹿児島県土地家屋調査士政治連盟は、鹿児島県議顧問団（皆様のご理解によって昨年の選挙では全員当選）を組成している事をご承知のとおりですが、「国の出先機関改革に伴う法務局の登記事務・権限の地方への移管に反対する」意見書を顧問団のご協力を得て、県議会議長宛てに提出していましたが、定例議会において3月26日採択され、議長名で国会及び関係行政機関に提出されました。

全国都道府県地方議会での採択は、現在のところ14県に上っています。また、鹿児島市議顧問団（3名）の方々に対しては、調査士制度を深くご理解されている事から、お付き合いをさせて頂いているところですが、去る4月に行われました鹿児島市議選挙においては、全員上位当選されました。特に支部会員・社員の皆様のご協力に感謝しております。

当県公嘱協会も“公益法人”を目指してあらゆる努力を傾けておられることに敬意を表するものですが、公益性の議論はすでに尽くされ、認知されたようであり、最近では、公益移行において法人のガバナンスが重要であることが最後の詰めとなっていると聞きます。

法14条地図作成業務は公益性が高い（国民への貢献度が高い）ことは認識されてきたようであるが、最近この公益事業が公嘱協会の専属的なものでなくなる現象は、残念である。

ところで、本年事業年度も残り半年余りを数える時期となりましたが、ご承知のとおり、政連の収入予算額の増加は、会員増強と会費の値上げ以外望めないのが実情です。

本年度も、日当等の経費削減で支出を最低限に抑えての活動を続けていますが、このままの状況下では、数年先には僅かな積立金も底をつく見通し（予測）であり、会員数の自然減が続く中、会員・会費の増強は喫緊の課題となっている。

また、政連定期大会への会員出席増強を図る事の協議を進めているところですが、会員皆様の実りあるご理解とご協力以外には解決の糸口はありません。

以上のような、余震が続く間は被害がないかも分かりませんが、本当の揺れが来た時には手遅れとなります。政治連盟は、地道な活動に徹しながら調査士制度の維持発展を目指します。

青調会だより



かごしま青年土地家屋調査士会会長 野崎 真也

猛暑と局地的なゲリラ豪雨による夏も終わり、朝夕が涼しくなり少しずつ秋らしくなる今日この頃皆様におかれましては御健勝のことと存じます。

青年土地家屋調査士会では、6月2日に沖縄にて「九州ブロック青年土地家屋調査士会議 in 沖縄」が開催され、かごしま青年土地家屋調査士会から、放生会会員、中野会員、私の3名で参加してきました。

会議では、沖縄県立芸術大学の、安里進教授による「琉球王国時代の測量技術について」というテーマで講演がありました。琉球王国では当時から高度な測量技術を持っており、その技術をもとに、耕地開発、造成、土地の売買などを行っていたそうです。現在私たちがしているのと同じようなことが、今から275年も前に行われていることに驚きました。

懇親会では、他会の方々と、土地家屋調査士の現状と、今後の土地家屋調査士の進むべき方向性等について話し合いができ、色々な意見が聞けてとても勉強になりました。たくさんの方が、このままでは土地家屋調査士制度自体が危なくなってくるのではと危機感を抱いており、認知度の向上、試験者数の増加を考えていかななくてはならないと感じているようでした。そのためにも、土地家屋調査士として今までの業務だけではなく、新しく業務を開発していかななくてはと思いました。変化していくのは勇気と強い思いが必要ですが今後の土地家屋調査士の為にも、皆さんと一緒に頑張っていけたらと思います。

かごしま青年土地家屋調査士会では、Blogにて活動報告をしておりますので、そちらもご覧ください。

ブログ <http://blog.livedoor.jp/kagoshimaseityou/>

また、今後も勉強会、レクリエーション等予定しておりますので、多くの方のご参加をよろしくお願ひします。

編集後記

ほんと、手前味噌になりますが毎回毎回素晴らしい表紙写真の出来栄えに感激です。各広報委員の美的レベルが高い。表紙よければすべてよし。どこかの窓口で誰かが手に取る。それは偏に投稿していただいた方々の作品に対する敬意を表しているからではないでしょうか。

後一回発行で一区切りですが次回も楽しみです。是非、多くの会員の投稿をお待ちしております。広報誌“会報かごしま”に載りましょう。ありがとうございました。

広報部長 桐原 茂太

若い時はこの酷暑の中で一日中現場にいても平気だったような気がするが、今は半日でダウン寸前。仕事が減って体力も衰えたか、いややっぱり歳をとったのだ。

理事 田中 亮一

電子書籍が出回っているようですが、未だに使ったことがありません。理由は紙の方が見やすいからです。広報誌もパソコンで見るより紙で見た方が見やすいという意見は、その通りだと思います。

松永 剛知

広報委員として3回目の会報誌の発行となりました。今回も皆様のご協力によりスムーズな編集が出来ました。今年度中には新しいホームページが出来上がる予定です。よりよい広報活動のため微力ながら頑張りたいと思っています。

前杉 竜志

今回表紙、裏表紙の写真を担当しましたが、鹿児島(市)らしいものですらパッと浮かばない。土地家屋調査士の広報なんてできるわけない、そもそも自己紹介もできない。

表面だけでなく中身を知ることが充実させないといけないと感じさせられました。

迫田 圭介

広報活動について考える機会が増え、自身が「土地家屋調査士」について良く知らなければならぬと感じるこの頃です。

上小鶴 一善

用紙FAX注文書 (099-256-4337)

平成 年 月 日

鹿児島県土地家屋調査士会

	品 名	仕 様	価格(円)	注文数
1	不動産調査報告書(手書用) (用紙代470円・比例会費10,000円)	25 枚	10,470	
2	〃 (用紙代 19円・比例会費 400円)	1 枚	419	
3	不動産調査報告書(ワープロ用) (用紙代470円・比例会費10,000円)	25 枚	10,470	
4	〃 (用紙代 19円・比例会費 400円)	1 枚	419	
5	地 積 測 量 図 (B版)	50 枚	1,000	
6	建 物 図 面 (B版)	50 枚	1,000	
7	図 面 (無 地) (B版)	100 枚	1,500	
8	戸 籍 請 求 書 (A版) (申 込 書 必 要)	30 枚	500	
9	領 収 書 ・ 請 求 書 (A版)	50 枚	590	
10	閲 覧 申 請 書 (B版) (一 般 用)	100 枚	370	
11	閲 覧 申 請 書 (B版) (コンピユータ用)	100 枚	370	
12	登 記 完 了 証 用 紙 (A版)	10 枚	350	
13	表 示 登 記 済 証 書 表 紙 (A版)	50 枚	650	
14	事 件 簿 (A版)	50 枚	380	
15	共 同 担 保 目 録 継 紙 (B版)	50 枚	630	
16	取 下 書 (B版)	100 枚	530	
17	フ ァ イ ル (A版)	1 冊	550	
18	登 記 識 別 情 報 シ ー ル	10 枚	130	
19	バ ッ ジ (会 員)	1 個	1,000	
20	名 刺 (表 裏 カ ラ ー)	100 枚	1,500	
21	杭 (A - 4 5) 4 5 × 4 5 × 4 5 0 (mm)	<input type="checkbox"/> ⊕ <input type="checkbox"/> ☒ 1 本	195	
22	杭 (A - 6 0) 4 5 × 4 5 × 6 0 0 (mm)	<input type="checkbox"/> ⊕ <input type="checkbox"/> ☒ 1 本	235	
23	杭 (B A - 6 0) 7 0 × 7 0 × 6 0 0 (mm)	<input type="checkbox"/> ⊕ <input type="checkbox"/> ☒ 1 本	335	

※杭の頭部のマークは⊕ ☒ ☒の3種類がありますので、必ずいずれかに○をして下さい。

〒
住所
TEL
氏名

日本土地家屋調査士会連合会共済会取扱

損害保険ご紹介

数々の危険からあなたをお守りしたい
桐栄サービスの願いです

職業賠償責任保険

会員または補助者が業務遂行にあたり法律上の賠償責任を負い、損害賠償金を支払わなくてはならないときに役立ちます。

団体所得補償保険

保険期間中に病気・ケガによって就業不能となった場合、1か月につき補償額をお支払いする制度です。(最長1年間)

団体傷害疾病保険

保険期間中、国内外を問わず
1) 日常の生活におけるさまざまな事故によるケガを補償します。
2) 病気による入院を日帰り入院より補償します。

測量機器総合保険

会員が所有し管理する測量機器について業務使用中、携行中、保管中等の偶発の事故を補償します。

集団扱自動車保険

会員皆様の自動車はもとより補助者の方のマイカーも加入できます。

損害保険代理店 **有限会社 桐栄サービス**

〒101-0061 東京都千代田区三崎町1-2-10 土地家屋調査士会館6階

TEL : 03-5282-5166

FAX : 03-5282-5167

上記のものは各種保険の概要をご説明したものです。詳細は弊社までお問合わせをお願い致します。

土地家屋調査士会
会員の皆様

取扱保険種目のご案内

弊社は、下記保険種目を取り扱っております。是非ご用命下さい。

1. 火災保険
2. 傷害保険
3. 生命保険
4. 医療保険
5. ガン保険
6. 自動車保険
7. 賠償責任保険
8. 所得補償保険

損害保険・生命保険代理店
有限会社 AFI コンサルタント
川畑 秀世
〒890-0036 鹿児島市田上台2-45-8
TEL099-264-6164 FAX099-264-6684

■ 会社案内・営業案内 ■

住所／鹿児島市吉野町10779-95 TEL (099) 246-3079 FAX 244-6828

有限会社 シー・エス・ジー

販売・セッティング・操作指導・保守・修理

■ CADシステム ■

土地家屋調査士・測量設計

アイサンテクノロジー(株) “Wing Neo”シリーズ

福井コンピューター(株) “BLUE TREND”シリーズ

■ 司法書士専用システム ■ 株式会社 リーガル “権”シリーズ

■ 測量機器 ■

光波測量機・測量資材等



土地家屋調査士システム

新オンライン対応版 “^{しるす}表”



“^{しるす}表” から
ダイレクトオンライン申請。

新オンライン申請システムに対応した新しい“表”が登場しました。法務省の全面的な仕様公開により申請用総合ソフトを利用することなく司法書士システム“表”だけでオンライン申請情報の作成から電子署名、送信、電子納付、電子公文書の受領まで完結します。飛躍的に便利になるオンライン申請を是非ご体験下さい。



新オンライン対応版“表”のここがすごい!

- ① “表”からダイレクトオンライン申請
- ② 申請見張り番機能
- ③ 登記完了証自動奥書付与機能
- ④ 電子公文書自動検証機能



法律とコンピューター

株式会社リーガル

本社 〒791-2112 愛媛県伊予郡砥部町重光248番地3
TEL:089(957)0494 FAX:089(957)0471

ホームページ <http://www.legal.co.jp>

◆取扱店



有限会社 シー・エス・ジー

鹿児島市吉野町10779番地95

Tel 099-246-3079 Fax 244-6828

プライバシーマーク取得コンサルティング

御社では個人情報の管理大丈夫でしょうか？

プライバシーマーク制度は、「事業者が個人情報の取扱いを適切に行う体制を整備していること」を認定し、その証として「プライバシーマークの使用を認める」制度です。

「個人情報の保護に関する法律」が施行されて以来、個人情報保護対策・品質管理・法令遵守は、取引企業の選択・契約継続の一基準となっています。

プライバシーマークって、通販会社が取るものでしょ？と、思われがちですが…

九州においても入札条件の一つになっている自治体等もあるようです。

弊社は、本体が社屋も古いままの木材業の小さな会社です。

しかし、元大手企業 SE であった担当者が、大手企業の社員経験だけでは解らない…小さな会社の経営陣だからこそ気付く細やかな視点による 企業様それぞれにあった、迅速かつ確実に資格取得が出来るコンサルティングがお客様に好評です。

担当者は審査業務も多数抱えて多忙の為、事前にお電話かメールでご連絡をお願い致します。

プラ座取扱いメーカーを変更しました！

長年取扱いしていたプラ座が、「作業途中で割れる」という声を頂きまして、至急改良するようメーカーに交渉致しましたが、対応に2年ほど要するとの事でしたので…そんなには待てない！と、3月よりメーカーを変え、耐打撃性改良品に総入れ替え致しました。

従来品からご愛用頂いておりましたお客様にも、好評を頂いております。

今までご利用の機会の無かったお客様も、是非一度ご利用下さい。

弊社は、リプロ・カクマルの代理店で御座います。お客様の声は直ぐにメーカーに上げて商品の改良に反映されるべきと考えております。ただし、私どもは実際に商品を自分たちで使用するわけではないので、商品の改良点等気づかない事が多く、申し訳なく思っております。皆様の声が財産ですので、ご不便な点等どうぞお気づきの点はお教えてください。

株式会社 マルコー

〒891-0115 鹿児島県鹿児島市東開町 13-15

(イオン鹿児島 風の広場南側入口近く)

TEL 099-269-2220 FAX 099-269-2204

毎月第2・4土曜日 日曜・祝日休業

(お急ぎの場合はお電話してみてください。鹿児島市内に居て動ける場合は会社に参ります)

Mail-to maru5@isis.ocn.ne.jp

Hisanaga

株式会社 久永

鹿児島市東開町5-11
TEL 099-210-0555

平成24年6月4日に社屋新築に伴い移転いたしました。これからもご愛顧賜りますようよろしくお願いいたします。

TOPCON

イメージングステーション IS

- ・測量機からの画像を手元で確認！
- ・画像を使って旋回、視準、観測、記録が可能！



IS IMAGING STATION CAPTURE REALITY

ハンドヘルドGNSS受信機 GRS-1

- ・究極にコンパクト2周波GNSS受信機！
- ・ネットワーク型RTKに最適。携帯通信モジュール内蔵



GRS-1
ハンドヘルドGNSS受信機

SOKKIA

SX Series
Superior X-ellence Station

NEW

自動追尾/自動視準・ トータルステーション

- ・厳しい環境にも強い自動追尾性能を發揮し、ストレスのない自動追尾観測を実現！
- ・世界初多機能サポートシステム『TS shield』
多機能通信モジュールを内蔵し、確実に迅速なサポートを実現！



TOPCON

車載型3D空間情報取得システム IP-S2 Lite

- ・走行するだけで、地理空間データを取得！
- ・走行路線周辺の3DCG作成、GISとの融合



IP-S2 Lite
モバイルマッピングシステム

<http://www.kk-hisanaga.com>

Hisanaga 株式会社 久永

営業品目：測量機器販売・レンタル、測量システム、IT・OA
ソリューション提案、オフィスファニチャートータル提案
取扱メーカー：福井コンピュータ、アイサンテクノロジー
トプコン、TJMデザイン、オカムラ、リコー

各営業所 川内営業所 鹿屋営業所
大島営業所 国分営業所



測量機の 販売・レンタル
修理・校正

確かな品質と、信頼の久永へ!!常時4名のスタッフが修理、校正しています。ISO9001認証取得企業です。

測量機器・測量用品
測量CADシステム
気象観測システム
測量機器の点検調整・修理



ライカ トータルステーション



ライカ GPS



グラフィテック プロッター

私たちがサポートします。
気軽に相談下さい。



気象観測装置

株式会社 友信商会

本 社 鹿児島市金生町5番9号
営業部 鹿児島市鷹師2丁目3番5号
TEL099-255-8191 FAX099-214-8151
E-mail: yuushin@kagoshima.email.ne.jp

フィールドデザインで日本の未来を創る 測量計算CADシステム「BLUETREND XA」

BLUETREND XA **NEW!** 2013

測量計算CADシステム【ブルートレンド エグザ】

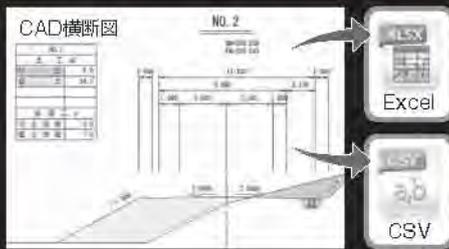
「測地成果2011」に完全対応、 震災復興業務を効率化!

国土地理院提供のPatchJGD準拠の座標補正変換プログラムでPatchJGDを介さず効率的に座標補正変換。座標補正点検計算で変換後の座標値・面積も精度管理できるほか、座標補正前後がひと目で分かる座標ベクトル図や法務局提供の地図XML取込み等々、多彩な新機能で震災復興業務を大幅に効率化します。



CAD機能の大幅強化で 作業効率を向上!

横断面を内部的に数値化し、土量計算や集計結果をワンタッチでExcel・CSV出力。現況・計画平面図の法面作図での法面自動作図や自作特殊線が繰り返し使えるカスタマイズ機能。また点番入力で座標を自動結線機能等々、CAD機能を大幅に強化しました。またラスターデータを配置した図面の描画速度を500%高速化しました。



Google Earth™へ図面配置し 画期的なプレゼンを実現!

Google Earth連携機能により、道路計画や震災復旧計画、用地取得状態や宅地造成計画の図面をGoogle Earth上に簡単に配置でき、Google Earth環境があれば、リアルで分かりやすいビジュアルプレゼンをどこでも手軽に行えます。これらの他、「BLUETREND XA 2013」は全100項目余の機能強化を図っています。



各種データを一元管理。調査士業務全般をワンパッケージでサポート。

TREND REG/C
 2013
 土地家屋調査士事務支援システム【トレンドレジック】

不動産表示登記業務に必要な各種書類の作成(登記申請書・委任状・筆界確認書等)およびオンライン申請から、事件管理・顧客管理に至るまで、調査士業務の飛躍的な効率化と省力化をワンパッケージでサポートする「土地家屋調査士」専用のアプリケーションです。

●Windows7上で動作するWindows XP Modeでの動作保証はしておりません。●Windows7 64bit版上で動作させる場合、64bitネイティブアプリケーションとしてではなく、32bitアプリケーションとして動作しますのでご注意ください。

福井コンピュータ株式会社

本社 / 〒910-0297 福井県坂井市丸岡町磯部福庄5-6
札幌 青森 盛岡 仙台 郡山 水戸 宇都宮 高崎 新潟 長野 埼玉 千葉 東京 立川 横浜 静岡 名古屋 岐阜 岐阜 福井 京都 大阪 神戸 岡山 高松 松山 広島 山口 福岡 熊本 大分 宮崎 鹿児島 沖縄

●製品に関するお問い合わせ


0570-550-291

●製品の詳しい情報、カタログのご請求は

福井コンピュータ
www.fukui-compu.co.jp

登記、親族・相続関連の情報に特化した今までになかった新しいWebサービス



リーガルガーデン Legal Garden®

<https://legalgarden.kajo.jp>

明治7年から現在に至るまでの**登記先例約6,900件**、
昭和31年から現在に至るまでの**親族・相続に関する先例約7,400件**を収録！
要旨のみならず、先例全文を収録。

登記、親族・相続に
関する約300件を収録！
主要法令は、変遷法令も関
覧可能。

先例

登記、親族・相続に
関する約12,500件
を収録！

法令

判例

地名・管轄情報

+

文字情報

全国の市区町村の町名・字名を網羅。
大合併前後の名称や管轄情報も収録。

登記統一文字、戸籍統一文字、住基統一
文字をすべて登載。

Point ① 月々2,400円(税別)からご利用いただけます。

Point ② 簡単なお手続きで、すぐにご利用いただけます。

Point ③ 先例全文をテキスト表示できます。

Point ④ 旧法などの閲覧も可能です。

まずは30日間の無料トライアルをお試ください。

詳しい内容や料金体系を知りたい方のために、当社ホームページ内に特集ページを設置しています。

日本加除出版ホームページ

<http://www.kajo.co.jp/> または

日本加除出版

検索

日本加除出版 リーガルガーデンサポートデスク 【営業時間】9:00~17:00 月~金(祝日は除く)

〒171-8516 東京都豊島区南長崎3丁目16番6号 TEL(03)3952-6121 FAX(03)3953-6601 Eメール lg@kajo.co.jp

より広く、より安心を

～日々の職務を 私たちの誇り・品格と共に～

土地・家屋という財産を守る
私たちの職務を
もっと多くの方々に知っていただくために

土地家 屋 調査士

測量
登記



立会や調査時に
安心を与えるために



鹿児島県土地家屋調査士会からのご提案



まずは私たち自身が広告塔となって
皆さまに知ってもらいましょう

野外での調査や立会い、会議等々・・・

日常業務と共に『土地家屋調査士』のロゴマークを掲げることが
何よりの広告活動です

少しでも多くの機会に着用していただくためには

土地家屋調査士の先生方に

気持ちよく袖を通していただけるのが大切

そこで

**購入を検討されている調査士会には
サンプルをご提供します**

デザインと機能性を重視してお作りしておりますが

着用された感触、刺繍やプリントの雰囲気

実際にお確かめの上、ご注文の際にお役立てください

半袖ポロシャツ (白) 2,700 円を

各調査士会 **サンプル1枚** お送りします
につき

サイズはお選びいただけます。所属会名もお入れします。

+ ポロシャツ

背中と左胸に土地家屋調査士ロゴマーク、左腕に徽章が入ります
白か黒 2色からお選びください

色によりマークのプリント方法が違います。好みでお選び下さい。



直接プリント



光沢素材にプリントしたものを縫付け



1枚
からでも
OK



<半袖>

素材：ポリエステル100%
(フロリダウィンド特殊吸汗速乾素材)
サイズ：S~4L

白 1着 2,700円(消費税込)
黒 1着 2,900円(消費税込)



<長袖>

サイズ：S~4L

黒 1着 3,200円(消費税込)



徽章は重厚感のある紫と銀糸の刺繍。
厳正と信頼の職業である調査士の品格が漂います

+ 帽子

土地家屋調査士ロゴマークと徽章、お好みでお選びいただけます



分かりやすさと親しみやすさ
を感じさせるロゴタイプ
黒のキャップは銀糸を使用
しました(会名は入りません)



紫と銀糸の刺繍で
職務の厳正さと品格を表現

色とタイプをお選びください



A ベージュ



B 黒

<メッシュキャップ A B共通>
柔らかく通気性のよい
ワンランク上のメッシュキャップです

素材：ポリエステル80%・綿20%(ピーチ加工)
メッシュ部分・ポリエステル100%
サイズ：フリー (56~60cm)
マジックテープ

1個 1,700円(消費税込)



C ベージュ



D 黒

<キャップ C D共通>
優しく暖かみのある生地とアンティーク調金具で
上品な印象のキャップです

素材：アクリル80% (ツイル)・ウール20%
サイズ：フリー (56~60cm)
金具(アンティークゴールド)

1個 1,900円(消費税込)



E

<ハット E>
特殊繊維で抗菌・UVカット・消臭速乾など
暑い季節でも快適にかぶれます
しわになりにくく携帯にも便利です

素材：綿50%・エステル28%
レーヨン(サンダイヤ)22%
サイズ：M 56cm、L 58cm

1個 3,600円(消費税込)

+ ジャンパー

背中と左胸に土地家屋調査士ロゴマーク、左腕に徽章が入ります

白か黒 2色からお選びください

色によりマークのプリント方法が違います。好みでお選び下さい。



直接プリント



光沢素材にプリントしたものを縫付け



1枚からでもOK

ブルゾン 白/黒



見返しペンポケット



脇ポケット

- ・内面メッシュ付
- ・見返しペンポケット付
- ・脇ポケットは中身が落ちにくいよう、ポケットの口がふた付きになっています
- ・白にはグリーン、黒には白のファスナー付胸ポケット

<ブルゾン>

白 1着 5,200円(消費税込)

黒 1着 5,400円(消費税込)

3L・4Lはプラス100円

コート 白/黒



- ・スーツに羽織れる、ジャストな着丈
 - ・内面メッシュ付 裾を絞れます
- 素材(ブルゾン・コート共通)
マイクロソフトシェル(ポリエステル100%)
水をはじき汗蒸れを防ぐ撥水、透湿加工
サイズ:5~4L

<コート>

白 1着 5,500円(消費税込)

黒 1着 5,700円(消費税込)

3L・4Lはプラス100円

+ 防寒コート

背中と左胸に土地家屋調査士ロゴマーク、右腕に徽章が入ります



光沢素材にプリントしたものを縫付け



1枚からでもOK

寒風や雨雪の侵入を防ぎ快適な着心地を保つ透湿・防水性の防寒服。

保温性を高めるインナーフリース付。

反射テープや大型フード、豊富なポケットなど冬や夜間の作業に本格的な防寒ウェアです。

ヘルメット装着OK
大型フード(取外可)

反射テープ

土地家屋調査士の
徽章入り

ダブルポケット

蓋付大型ポケットの
表面にもポケットが



内ポケット



フード装着と携帯電話収納ポケット(左袖部分)

<防寒コート>

- 素材:表地・ナイロン100%
軽く耐久性に優れた
特殊加工ナイロン糸使用。防水撥水加工
裏地・ポリエステル100%(ノンビリングフリース)

サイズ:M~4L

黒 1着 9,800円(消費税込)

3L・4L 11,000円(消費税込)



コート 黒

ブルゾン 白



従来のプリントタイプからグレードアップ。
徽章は重厚感のある紫と銀糸の刺繍になりました。



徽章は
紫と銀糸の刺繍

右ヒップ部分にも
大型ポケット付



鹿児島市名物 桜島納涼船



七窪水源地

鹿児島市下田町207番地

全国名水100選の1つであり、鹿児島市全体の5.6%をまかなう。(11,300t/日)湧水で冬は暖かく、夏は冷たく鹿児島市内随一といわれている。鹿児島市の近代水道の始まりとなった水源地で、大正8年に供用され、現在に至る。

広報部 迫田

発行所 鹿児島県土地家屋調査士会

編集者 広報委員会

所在地 鹿児島市鴨池新町1番3号

司調センタービル1階

電話 099-257-2833

FAX 099-256-4337